堺烈擧始末

全

G 29
142

除却妖氛答國恩
決然豈可省人言
唯令大義傳千載
一死元来不足論

東京帝國大學圖書

B 23475

座視其狂暴則汚士道辱職分之罪當死也懲戒其狂暴則與廟堂懷柔之策違亦當死也均皆死也與汚士道辱職分而死守士道盡職分而死孰是孰非只我海南男兒善辨之士居盛義者厚情之士也深哀界殉難之事乞佐々木甲象録其顛末將以傳不朽来乞一

言乃賦七言絕句書其卷首曰攘夷詔勅耳方熟何料廟謨早已遷禦暴懲狂身却死長教志士淚潸然

明治二十六年九月

海南古狂于題

泉州

堺烈擧始末

緒言

之を暴擧と謂ひ或は之を頑固と謂ふ既に當世に容られす空しく悲憤罔極の血涙を吞んて泉西鐵蕉寺の裡に斃る爾來星霜を經る茲に廿有五年殍骨枯朽して遺魂慰藉する所なく纔かに洋氣の單絕風散の一首に紀念を留むるは是土藩十一士に非すや今倩當年の蹤を稽へ其事歷を探るに及んてや何そ知らん暴正曲直彼我全く顚倒し事情洵に歎慨に堪へさるものあるを蓋し伏水の役官軍一戰幕兵を破ると雖とも彼猶八萬の麾下を有し三百諸侯の嚮背未た測るへからさる際佛國嘗て幕府と親交あり東征の師已に發するも彼尙ほ陰に幕府を應助し動もすれは事を干戈に訴へんとするの狀なきにあらす若し一旦外釁を啓か

は朝廷の困難勝て言ふへからす是當局者の尤も憂懼せる所なりき故に佛公使五條の要求を爲せは輙ち之を容れ竟に我二十士を屠腹せしめしは時勢に於て止を得さるもの丶如し然りと雖も當時佛人が擧動たる我國禁を破り我社寺を瀆し我婦女を辱かしめ我隊旗を奪ひ我警兵に發銃す其の暴横恣睢業已に極まれり苟くも我國人たる者は奮然蹶起其の難に奔らんとす況んや職に警衛に當る者に於てをや是を以て先つ之に應接し其暴行を制止するも彼聽かす亡狀倍す加ふるを以て遂に一擊之を殪せり時態の已むへからさる其れ斯の如し其曲直の在る所亦多言を竢たす然るに彼初め二十人の死を要求せるにも拘はらす其自己に不便を感せるや中途又九名の死を停む盖し其の生殺與奪の權殆んと彼の掌裡にありて彼我の事實公法の制裁また奈何ともすへからさるもの丶如く竟に我十一士をして長く不展の寃鬼たらしむるに至れるは豈遺憾ならすや

噫十一士の如きは則啻に矯激に失せさるのみならす敢て其職を辱かしめす又其責を引き君國の爲め身を殺して以て禍亂の牲犧に供せり亦殉國の烈擧と謂はさるを得す其之を目して頑固と云ふか如きは固より論するに足らさるのみ

今や立憲の大制既に定まり帝國議會又開設せられ各國の交際親厚にして文明進運の時に方り

聖恩優渥苟くも丹心國家に存する者は其言動粗暴過激に渉りたる者と雖とも尚ほ且つ贈位を賜ひ或ひハ靖國神社に合祭せられ百世に廟食するの榮を賜ふ而して獨り此十一士に於ては未た至仁なる聖恩に浴する能はす盖し事蹟未た實を審らかにせす或は無名妄頑の擧と誤認せられたるに非さる歟且つ坊間版行の二三野史を閲するに當時の

記事概ね精査を缺き曲我に在るを以て捕へて斬に處す等の語を下す者あり我烈士にして靈あらは其豈に之を領せん哉是乃ち余か淺膚を顧りみす孜めて事實を質し以て烈擧の顛末を編著する所以也若し其れ行文雅醇ならさるか如きは讀者恕焉

明治二十五年十月

著者識

凡例

一本書は明治元年二月泉州堺に於て佛國海兵の暴横に方り土藩警兵之を砲擊せる前後の事蹟を叙述するものにして專はら土居八之助横田辰五郎二氏の實踐實記に據り間々他の公文史乘私記等を參照し二三論評を加へり其說固より一家言なれば是非褒貶意に任せ深く諱避する所なし

一土居横田両氏は舊藩元八番隊の兵士にして即ち佛人を砲擊せる其人なり二氏今や齡既に七旬を踰ゆ而して土居氏善く當年の事迹を記憶し其の說く所歷々掌を指すが如く又横田氏は自から其顛末を手錄せるが其質實洵に嘉すべし是予が二翁を讀者に紹介して其心事を了察せられんことを望む所なり

一本書前後二篇に別つ其前篇には專はら砲擊の顛末を叙し後篇には

十一士及助命諸士の履歴幷に文詩歌等を掲記す

一佛人の身分及其死亡の數等の如きは諸書異同あり本件は當時佛公使と交際ありし米人某氏が同死者埋葬を實見せる所に據れり

一本事件たる實に廿五六年以前に係るを以て今尙記事中の事に關し又は目擊せし等の人尠なからざるべし故に孜めて事實と認むるものを採錄すると雖ども多少差誤を免かれずとす江湖諸君若し續々批評を吝まれずは獨り予の幸のみならず亦史料の幸甚と謂ふべし

一堺妙國寺及寶珠院等に藏せる烈士の遺器遺墨其他各他有志者の追弔詩文和歌の類蓋し多からん予初め之を蒐集し或ひは縮寫して卷首に加へんと欲せしが遂に其遑あらさるを以て今之を割愛せり將に他日を期し十一士履歴の遺聞と共に之を登載し以て本書の附錄とすべし

泉州

堺烈擧始末

目錄

第一 朝廷土藩に堺を警衛せしむ……一
第二 佛人の横恣暴行 土藩警兵の砲擊……四
第三 箕浦西村宇和島侯へ屆書を呈す……一〇
第四 佛公使五條を要求して決行を逼る……一四
第五 抽籤を以て廿名の死生を定む 助命四士の友義……二一
第六 土藩二十士に死を賜ふ 十六士の激論……二九
第七 垣内怒て梵鐘を撞く 土居戲れて甕中に入る……三六
第八 十一士妙國寺に自刃す 臨撿佛人の逃走……四四
第九 佛人九士の助命を請ふ 橋詰愛平の義死……五二

第十　肥藝二藩厚く九士を待つ　九士特赦國に還る……六二
第十一　九士又流刑に處せらる　川谷配所に病沒す……六九
第十二　御卽位に依て九士赦免せらる……七六
第十三　橋詰外七氏の略歷……八四
第十四　箕浦西村の履歷附文詩歌尺牘……八七

泉州 堺烈擧始末

土佐　佐々木甲象著

前篇

〔一〕朝廷土藩に堺を警衛せしむ

○明治元年戊辰正月德川慶喜京都攻擊の軍配を豫定し麾下精練の貔貅を驅て將に輦下に入らんとするや在京各藩の兵概ね不熟にして守備術は整一あらざれば未だ開戰せさるに攻守勢を異にし輸贏先定まり宛然疾風軟草に臨むが如き觀を呈せしも彼頻年政紀弛緩の結果は端なく軍隊の上に影響し其の實力遠く外形に及ばず三藩寡兵の爲めに伏羽二關の下に挹せられ一戰再爭之を破ること能はず錦旗一たび飜へるや遂に潰走して金壁湯池の浪華城に據守することも協はず倉皇東走なしければ大阪兵庫堺等の如き幕領の地も吏胥皆狼狽して歸する所を知らず各所に遁竄しけるにぞ頓に無管治の境となれり斯かれば無賴の惡徒晝夜横行し人を傷け物を奪ひ暴虐を恣にす市民大いに困難し幾んと業を營むこと能はざりけれど朝廷乃ち薩藩に大阪長藩に兵庫土藩に

堺の取締を命ぜらる是に由て土藩よりは先づ六番歩兵隊長箕浦猪之吉をして部下を卒して堺表へ出張せしめ尋て又八番歩兵隊長西村左平次を遣はして箕浦と共に同地の警衛をなさしむ二隊乃ち同所糸屋町なる幕府同心屋敷與力屋敷等を以て其下陣とし而して日夜警邏をなしけるが二月九日両隊長相議して左の規程をぞ定めける

定

一當番之節半隊四五人充入替り晝夜廻番可致事

一同夜分司令士役へ相添一と度半隊出張可致事

一同夜半より翌朝迄入替り出張尤「とび」の者四五人召連候事

一非番休足の半隊は晝中拾人他出は勝手次第外殘り人數他出不相成候事

一非番半隊之中夜分は五人に限り他出勝手次第其外人數は他出不相成候事

一二月九日早朝より同十日朝迄八番組半隊を以廻番取切勤る事同十一日早朝より十二日朝迄六番組半隊を以て相勤る事同十二日朝より十三日朝迄六番組半隊を以て相勤る事

右之通六番八番入替り相勤る事

一非番之節晝夜他出之儀も申合を以て順々に他出可致定の事

一巡邏之次第（繁冗に渉るを以て略す）

時に朝廷新たに大權を恢復し萬機の政務を裁斷せらる丶傍ら王旅遠く東下するの際なれば内外繁劇にして幕領の一府一市を直轄するの遑あらざれは堺市の管治をば仮りに土藩へ命ぜられたるを以て土藩又た別に監察杉紀平太小監察生駒靜次及屬吏數名を派遣し同所大通櫛屋町元惣會所を其の本陣とし之を軍監府と稱し出張兵隊を監督し兼て其地の民政を處理せしめける

因に記す從來堺に於て幕吏の年貢を徴收し之を幕府に納むるにも毎年正月三日を以て始まり同十一日に終るの例なりしが伏見の一敗より幕吏逃走したるが為め既に其の大半を収領せしも尚若干の未納あり然るに其記錄簿冊の類をば彼等隱匿せるにより其所在を知る能はず土藩軍監府の吏員頗る其取扱に困却しけるを一人策を獻して曰く幕吏の方向に迷ひ大和河内地方に潜匿する者ありと聞く是等刀筆の吏固より罪なし且つ目下活計に窮し不得已不良の擧動あらんとす今之を諭して歸順せしめ而して該の事務を掌らしめは彼必らす悦んで命を聽かん然らは事速かに辨ずべしと衆議之を可とし乃ち人を出して之を物色せしめしに案に違はす各所

より七十三名を捜し出せり監察之を説諭し幕府支給せし同額の俸を與へければ七十三名土藩の仁恕に感し帳簿等を諸方より取り寄せ孜々其の調査をなしゝかば數日ならずして事整頓し遂に幕府に納付すべき貢米拾八万石の内幾許をば土藩に納ることゝなりければ在堺兵隊の糧食は之を以て辨せしと云ふ又此時土藩軍監府より堺市及び近郷の貧民男女老幼を問はず壹人毎に米壹升を給與したりければ其悦大方ならざりしとぞ

偖て土藩鎭撫其の宜しきに適しければ人民何れも其の堵に安んじ其德に懷つき暫らく廢止せし演劇の如きも興行するを得たりしかば咸な相賀して云ふ我等今日あるは全く土藩の賜ものなりと酒肉を運び來りて兵士の勞を慰せんと請ふ者陸續絶へざりしとぞ亦た以て其の民望の歸する所を知るに足れり

〔二〕佛人の横恣暴行　土藩警兵の砲撃

于時佛國及び英米等の軍艦十六艘横濱港を拔錨し來りて攝州天保山沖に繋る當時風說あり佛艦の來るは蓋し幕府と通謀し陰かに其指囑を受け朝廷及び沿海諸侯を恫喝し以て野心を逞ふせんが爲めなりと又曰彼外人我を輕蔑し內地旅行の許可なきに妄りに上陸內行して往々亡狀の擧動ありと相傳へて嘖々たりしが忽ち又勃起せし一椿事は朝廷より松山藩征討の爲め土藩に下賜せられたる錦旗を護して國に到る土藩士の一行神戸を通行の際佛人突然之を遮ぎり通辯を以て朝廷幕府の搆和を謀ると喋々し不禮にも其の錦旗を横奪し逃げ去りたれば一行大に驚き追跡して之を奪ひ還すを得たりとの次第なるが此一報堺表へ達するや六八兩隊何れも勃然として牙を切り腕を扼して西方を睥睨しつゝ甚く外人の暴戾を憤りける折しも二月十五日の拂曉同所町年寄杉紀平太申しけるは佛國兵士大坂を經て陸路當表へ通行の趣相聞へたり然るに外國事務係（當時宇和島侯之に任す）より何等の通知もなければ無論通行差止むべし依て時刻を量り大和橋迄出張有べしとの事なれは兩隊共旨を領し部下を卒ゐて出張するに果して重役とも思ふ佛人二名他同國人數名宇和島役人両三名通辯者一名附屬して出で來れり乃ち兵隊をは橋の此方に整列せしめ杉生駒の両人進んて通辯に向ひ外人內地旅行するには証券の携帶を要す先づ之を示すべしと云ふに彼應答模糊として判然せざれば重ねて若し証券を携へざれば決して通行許す可からすと云ふに彼辭ば屈し外人と何にか私語しつゝ遂に浪華路へ引返しければ速かに引返すべしと詰りけるに彼辭ば屈し外人と何にか私語しつゝ遂に浪華路へ引返しければ

両隊も亦た糸屋町なる下陣へと引取りぬ吁誰か測らん是ぞ後刻一大狂瀾を捲き來りて堺浦上よ腥風血雨の慘劇を演出する原因たらんとは斯く我國法を蹂躪し猥りに兵隊を卒ゐて當地迄通過せんとしゝ佛人をは大和橋より追還し土藩兵隊無事に歸陣せると聞き堺市人も大に安堵の思をなし両隊は暫らく休憩に就きける處其日の晡時の頃忽然として港の方にあたり一道の殺氣天を衝て昇るよと見る間もあらせす遽かに糸屋街頭物騷かしく二三の市人慌たゝしく土藩下陣へ驅入りて一大事變起れりと呼はるにぞ両隊長急ぎ立出て何事ぞと問ふをも待ず佛蘭西の水兵天保山沖の本艦より二十艘の端艇に乘り無遠慮にも當港口へ漕入れ矢庭に上陸し市中に於て亂暴すること甚たし急き御出張をと云ふ聲戰ひ氣は喘けり素破事こそ起りたれ疾く驅付よと隊長は詰合の兵士を卒ゐて已に打立んとする塲合軍監府よりも直ちに出張制止すへしとの命ありけれと何かは遲疑せん何れも後れなと居合の面々驀地に馳たれは爾余の兵士は追々跡より加はりたり

一説此際佛國の軍艦は堺港外一里斗沖に碇船し小蒸瀛船を驅つて無遠慮にも闖入したりと云ふ

元來堺は兵庫の如き開港場にあらざれは市人等未た外人を見ざるに彼突然上陸し傍若無人の勢ひにて市中を横行し社寺に立込み纂前を汚し寶器を抓み出し人家に押入りて物品を掠奪し婦女を捉へて姦せんとする抔暴逆狼藉到らざるなければ市人恐怖云はん方なく老幼婦女も號泣して東西に逃け迷ひ商賈は門を閉ち戸を鎖す等其の混雜名狀すへからざれは斯と見つる逸り雄の兵士は怒氣胸を衝き面色火の如くをのれ只一撃と敦圉を流石思慮ある隊長は兵士を制し暴發なからしめ先つ穩かに應接なし亂暴を止め歸艦せしめんと試みけるに如何せん彼一人の通辯を供せざれは言語全く通せす毫も聞入る体なきにぞ隊長今は是非に及ばす召し取て下陣迄引立よと下知すれは兵士は心得縄を以て縛らんとすれば彼初めの勢ひに似ず隙を窺がひ逸足出し港の方へ逃ゆけば他の一人は無禮にも店頭に竪て置きたる我隊旗を奪ひ取り一目散に逃けれは隊長始め二隊の兵士をのれ憎き碧眼奴爭でか其儘遁すべきと跡に續ひて追たるが彼は長脚なり驅足には馴れたり遙かに逃延びて今まや端艇に乘り從らんとする所を土藩の旗持に鳶頭の梅吉とて曾て江戸に於て火災の際騎馬の疾驅に隨行するに壹間を下らずと云ふ無雙の俠漢韋駄天走りに追付て彼の佛人が後より持たる鳶口風を切つて彼が頭腦に骨を碎ひて打込めば何か堪らん苦と叫んで仰さまに仆るゝを得たりと押へて件の隊旗を取り返へす此の時遲し那の時速し彼等は數艘の

端艇より我に向つて短銃を亂發し亂暴人を助けて遠く去らんとするにぞ箕浦西村赫として大に怒り今は是迄なり日本の國辱本藩の耻辱…………大喝一聲撃てと令すれは最前より堪へ兼ねたる二隊の兵士喘と揚たる矢聲の中より百十余挺筒先揃へて一齊に打放ては恰かも百雷の轟く如く佛人六名計り忽ちに打殪され數名は微傷を負ひながら爾余の者と水中に陷入りて浮きつ沈みつ哀叫狼狽我先きにと艇に取付き逃んとするに欻ち飛來る二三の彈丸銅壺の眞只中を打ち碎けは湯氣八方に迸り硝煙天を掠め吶喊地に震ふ佛人死する者十三名海水爲めに變して唐紅を湛へしは凄ましかりける狀勢なり

余之を土居氏に聞く此際我藩兵士の砲撃せしは單に彼の亂暴人を乘せたる端艇のみにありて他艇に及ばず彼等は海中に飛入り隻手を艇端に掛け足を以て艇を回轉し彈丸來れは身を沈まして之を避け再ひ浮ひ上りて汐を吐く如斯なしつゝ逃去りたりと又砲臺の下にて銃撃せし時は岸和田藩は臺上にあり堺市人は始めより此所彼所に來集して見物せしか我兵一齊に砲撃し彼を打仆しゝときの如きは同音に聲を揚げて我の勢ひを助けしと云ふ

斯る處へ監察杉紀平太息せき驅付來り直ちに砲撃を止め即時本陣へ引取るべしと命ずれは両隊長は即ち矢留めの令を下し各部下を將て其儘歸陣なしけるに軍監府は両隊長を召喚し當役場より未だ下知致さゞるに濫りに銃撃に及たるは如何との詰問なれは箕浦西村言葉を揃へ其儀固より當然には候得共今日彼が暴動は事焦眉の急に逼り御下知を待つの遑なきを以て不得止打ち攘ひ候なりと答へけるに杉は尚ほ其專斷を詰るにぞ箕浦重ねて今日の擧決して監察の御下知を背くと申すにては無之一体事の急なる場に臨んでは君命をも待ずして戰爭に及へる例無きにあらす左れど之を以て君命違背と認められす請ふ時勢の緩急を察せられよとぞ答へける杉申しけるは斯なる上は彼今夜數艘の軍艦を驅て來襲すべし疾く其防禦の準備あるべしとのことなれは両隊長立還りて防禦の計議をなしけるに到底僅々二小隊を以て彼れが堅牢なる艨艟に抗すべきにあらず然れども徒だ手を束ねて死を待つも口惜しゝ可及丈の手當をなさんとて先つ斥候を海岸に出し又た臺場へは時刻を定め二隊より數名交代を以て相守らせ其の他大砲彈藥の用意をなしけるに初め採用せし幕の敗兵數十名相携へて本陣に來り佛人若し來襲せば某等一命を抛ち魁して之れに當らん幸ひ元徳川の所有なる大砲三十六門今岸和田藩主岡部筑前守殿の預りとなり砲臺に据へ置けり某等冀くは之れを以て防禦すべし貴藩は其上陸するものを撃たるへしと申し出

てけるぞ殊勝なる又岸和田藩は兵士若干をして砲臺を堅めしめ望遠鏡を以て兵庫の方を注視し時々の模樣を土藩本陣へ報したり此日變事の次第を宇和島侯へ屆出の爲め小監察生駒靜次は即刻發足し又京都藩邸へは下横目役一名をして注進せしめけり

此夜佛人短艇數艘を馳せて港内に闖入するとの注進ありけれは急き兵隊を部署し出張せんとするに又再報あり彼先刻干潮に乘し五六艘の短艇にて港口を乘り廻りしが敢て内に入らず須臾にして引き去れり察する處向きに砲殺せられ又は溺死せし者の死体搜索の爲め來りしならんと或は云ふ彼翌日昧爽に短艇を漕き來り港口にある死骸を乘せ之れを護送して天保山沖にある軍艦中東より三番目の艦中へ之れ擔ぎ入れたりと

佛國海兵の堺港に入りしは其の何の爲なるや二説あり曰此日大坂を經て陸路堺浦に通行する兵隊を迎への爲めにて海路の者も其大和橋より引還せしを知らさりしならんと又曰否海路の者已に陸路の者に追ひ返されたるを知り憤懣に堪へす故に同港に闖入し突然上陸亂暴彼が如きに至りたりと孰れか信なるを知らず姑らく兩説を揭けて大方の是正を竢つ

〔三〕 箕浦西村宇和島侯へ屆書を呈す

明れは二月十六日拂曉宇和島侯より土藩堺表取締を発せられ候條本日出張兵隊殘らす引拂ひ可申旨御沙汰有之乃大軍監府は兩隊長に右の趣を相達し大坂藏屋敷迄引揚る樣下知ありけれは兩隊は速かに支度を了し隊伍整々と堺表を打立ては今迄守護神とも賴みつる市人等漸くと聞て甚と本意なきひを思なし余所なから兩隊の無難を心中に祈りつゝ町外れ迄見送りし者も多かりしとぞ且説く二隊は住吉街道を經て其の日の未の刻大坂御池通六丁目なる我藩仲仕商の家に到着しける是より先き生駒靜次が砲擊の次第宇和島侯へ屆出るや同侯は使者を以て堺在營の軍監又たは隊長の内を召喚せられけれど杉紀平太出頭なしけるに其前大坂藩邸在役石川石之助より書面を以て二隊砲擊の始末を屆出しが該書面にても逐一の事狀判然せざれど猶委曲認め替へ差出す旨命せられ書面も杉へ差返されけれは同夜箕浦西村連署を以て佛人亂暴及び我藩砲擊の顛末詳しく相認めて差出し尙宇和島侯より御訊問候へも罷出て上申仕るべしと陳述してぞ罷りける

屆　書

泉州堺取締の爲め被差立罷在中昨十五日外夷海濱に於て乱暴致候趣市人より訴出候に付直樣立越候合にて人數相調候處御軍監府より配下引卒し急々出張可仕樣御沙汰に付卽ち罷出候處御軍監府中御出張に相成居候て道中に於て外夷亂暴場處御尋申候處手引の者差出候樣御演舌

有之中市人我藩御人數も西を目懸けて走り行候より手引來るを不待跡を追て濱邊市中に參候處戸を閉ち門を鎖し恐怖の模樣に有之訴の如く夷人亂暴致居候と相心得走り行候中同處にて則ち夷人兩人へ御人數の中應接に及ひ否や組内共に應接致候得共通辯の者付居り不申彼勿論言語不通迯去の形有之候より先つ相執へ然る後談判を遂け可擊を討つ含に御坐候處果して兩人の中一人脫走致し到へ其節御印の幟を横取し稍にして取返し候得共右等現在の暴擧況や最初より外國奉行の命を傳へず通辯をも隨へず我か政府の許しを不受卒然と入港致し終に上陸其後猥りに婦女子を驚怖せしめ或は社閣を漫りに穢し候段一々言語に絕し候次第に付彼逃るを追ひ同港に到り候處彼等兩人にても無之十余艘斗りバッテイラに乘り居り同船へ彼の夷人も乘移り否や出船の形相顯れ候處如此大暴發の夷人其儘返候ては第一御國辱に相成り不得止取締の兵として右樣の如く返し候ても私共職掌も相立不申と存居不得止御軍監府の御下知をも待ず打拂ひ候間此段御達仕候以上

辰二月十六日

六番隊長　箕浦猪之吉源元章

八番隊長　西村左平次源氏同

堺表よりの飛報京都土州藩邸に達するや擧邸愕然重臣憂慮云ふへからず急ぎ評議ありて同十七日家老山内隼人監察林龜吉小監察谷兎毛及び下横目等數人幷びに京都詰侍隊長長尾太郎兵衞の一隊下阪を命せられ山内林等も夜に入りて着坂するや否や林監察も杉生駒幷びに箕浦西村兩隊兵士をば長堀藩邸なる殿内へ引移らしめ同十八日には長尾太郎兵衞をして箕浦西村に勤事扣へを申渡し且つ配下一同の出門を禁止せしめけれは兩人は意外に駭ろき扨ては此度の事全く暴擧と認められたるならん左りながら吾々に於ては先日屆出たる如く取締の職分として不得止斯の次第に及べるなれも毫も麁暴の擧動にあらす若し此上談判困難に至らは兩人親しく佛人と對論して是非曲直を判明すべし配下の者に於ても始より隊長の命令を奉じ職務上當然の働らきを爲したれば罪の問ふべきなし然るを如此處置あるも實に憫然の次第なり此の儀宜く御諒察下さるべしと申明に及ひけるとぞ斯る處へ兩隊兵士一同より小頭大石甚吉池上八十吉の兩人を以て兩司令士勤事扣申渡されたる旨承り驚愕に不堪右御見舞迄申述るとの事なれは箕浦西村は其の志を感じ兩小頭をして云はしめけるも此度攘夷の次第につき一同心勞一方ならすと相察候然れとも發砲の儀は某兩人の指揮に出たるものにて固より配下の私にあらす故に萬一處刑の沙汰に及

○箕浦西村宇和島侯へ屆書を呈す

ふとも某等屹度決心有之柄は配下の面々ねて少しも掛念あるべからすと通せしめければ一同隊長の義氣仁心に感じ直ちに嚮道役を以て厚く感謝を述にけり去る程に京都より我藩歩兵三小隊下阪なし邸の四方を警衞なし尚は門關等を搆へて出入を誰可する抔其体おさく嚴重なりしかは二隊の兵士不審を起し我等何の罪ありて斯くも禁閉せしむるにやと何れも心中不滿を抱きけるに端なく洩るゝ風說にも佛人砲殺しゝ兵士は皆死刑に處せらるべしと聞より隊中勇義の士ては一死固より期す所なれど若し暴發として斬罪に處するが如き處置あるに於ては決して服命すまさきぞと漸く激昂の勢ひを露てしぬ

〔四〕　佛公使五條を要求して決行を逼る

茲に當時吾國に駐劄せる佛國全權公使「レオンロッシュ」は自國軍艦の海兵十三名堺港に於て土藩兵士の爲めに銃殺せられたるを大に怒り直に我政府に向つて五事の條件を附せる難問題を呈出し期するに三日を以てし其の決行を逼りたり其條文に曰く

三月八日堺表に於て土佐の人佛國海軍の者へ對し暴戾の擧動に及びしに付其償として佛國帝政府に代り左に擧ぐる箇條通り處置あらんことを　御門「マセステ」政府に請てん

第一條

左海に於て土佐の兵隊を指揮せし士官両人幷に佛人を殺害せし者二十名此書面京師へ屆きし後三日の內右暴行に及びし場處に於て日本の官員幷に佛國海軍兵隊の眼前に於て斬首之事

但當節大阪にある土佐の家老其塲へ立合可申事

第二條

殺害に遇ひし士官幷に水夫の家属等扶助の爲として十五万弗を土佐侯より差出し佛國政府へ相納むる事

第三條

親王之內

朝廷之外國事務第一等の執政たる人佛國兵隊の指揮官へ其政府より謝辭を申合の爲めウエヌス船中へ可來事

第四條

土佐侯自分ウエヌス船中に來り堺表に於て自國人佛人に對し暴行に及びしこと如何にも氣毒

○箕浦西村宇和島侯へ屆書を呈す

に存候就ては宜敷宥恕せられ度候との趣を自分申述られ候事尤も其爲め土佐城下近邊へ右船を相廻すへく事

第五條

以來土佐の者兵器を帶し外國人の爲め開きたる港を通行し又は爰に滯留する事を嚴敷禁する事

右の內何れにても三ヶ條速かに處置あらんことを望む

此の申立を其通り處置せられ事落着する上は此程〇然離間せし懇親平和の交際を改めて速かに取締ばんことを望む

於大坂港佛國ワンセットウエヌス船中

佛國ミマセステ全權　ミンストル

伊達伊豫守閣下へ呈す

御門マセステ外國事務係

此の要求一たび政府に達するや茲に忽ち外交上の危疑恐慌を來し轉た裁理の慘憺を極めたり蓋し當時政府は新たに外國と和し幕府締結せし處の舊條約を其儘に許諾せしのみならず改めて交際を破らざらんことを欲するの場合幕府大兵を函根碓氷の二嶮に操出して東征の官軍を扼し一方外艦に通謀して關西諸侯を恫喝し其の方向に迷はしめ依て以て朝廷の虛に乘ずる處あらんとの風說さへありて當局者を惱殺するもの一にして足らず遂に時勢上止むを得ず彼れが要求を容れ土佐侯をして親づから徂て佛艦に謝せしめ土佐兵士をして佛人目前に屠腹せしめ尚ほ十五万元を償却する等のことを決答せしむるの不幸に到りたるは亦た是非もなき次第なりき

是に於て朝廷は京師在覲中なる我容堂老公に勅して下阪せしめんとするに公折節病あり命を奉ずる能はざりければ朝廷更に又た左の御沙汰書を下されて堺事件の處分にぞ及ばれける

御書付寫　　土佐前少將

先般勅使を以て嚴重に被仰出候通於堺表其藩士對佛人及暴擧候始末已に各國御交際被爲在候上は公法に依り御處置可被極思召を以て朝廷御取糺被仰付候係各國公使申談之上佛國公使より別紙箇條之通願出候に付其筋を以て處置被仰付候尤も第一條之儀は來る廿三日同處に於て執行可有之候就ては東久世前少將宇和島少將へ被仰遣候儀も有之候條右受指揮可取計旨御沙

汰候事

但所勞に付て乞名代の重臣早急可致下阪候事

別紙　（前出）

仍て老公にも家老職深尾鼎を名代とし監察小南五郎右衛門をして下坂事を處理せしむ両人命を受け直ちに大坂長堀なる藩邸に到り堺事件の取調ありけるが即ち同十八日下横目役を以て六八両隊兵士七十三名へ堺表に於て佛人を砲撃せる者と砲撃せざる者とを區別し姓名相認め差出べき旨命ぜらる一同畏り下横目の前に一人つゝ立ち出で氏名を名乘り砲撃如何の尋問に答ふ吁此に到れも平生一片の敵愾の氣勃發し性命を犧供して以て斥攘の擧に及べる旨明答するならんと思ひの外咄々二隊中にも亦た不覺者なきにあらず以謂らく今若し明白に銃撃せしと申出なば必ず一命を失なはれん何とか言ひくろめて遁れんものと忽ち卑怯未練の憶病神に魅せられ素より自己れの實撃せしをも實見せる人々の多くあるにも頓着せず拙者は其際外出せしが跡より聞付け驅け行しゆへ事に後れ候と陳ずるあり又た某が雷管は如何に損傷したりけん渾て發火せざりしゆへ砲撃に及ばざりし抔左も聞苦しき虛僞を吐し者數名ありけるぞ口惜けれ浩る中にて拇者こそ司令士の指揮に從ひ佛奴を砲撃せしに相違なしと勇ましく名乘出たる者實に二十五名吁稜々たる義俠是ぞ眞個に我が土佐男子たるに耻ぢざる血骨ある丈夫と謂つべし下横目は逐一其の姓名を區別し之を小南監察へ差出せり其人々乞

砲撃せしと自明せる者二十九名

六番隊長　箕浦猪之吉　　同小頭　池上彌三吉　　同兵士　杉本廣五郎　　勝賀瀬三六

山本哲助　　森本茂吉　　北代健助　　稻田貫之丞

柳瀬常七　　橋詰愛平　　岡崎榮兵衛　　川谷銀太郎

岡崎多四郎　　水野万之助　　岸田勘平　　門田鷹太郎

楠瀬保次郎

八番隊長　西村左平次　　同小頭　大石甚吉　　同兵士　竹内民五郎　　横田辰五郎

土居八之助　　垣内德太郎　　金田時治　　武内彌三郎

榮田次右衛門　　中城惇五郎　　横田靜治郎　　田丸勇六郎

砲撃せざると云出し者四十一名

六番隊兵士

濱田友太郎　野口專次郎　土居貞七　西岡專次
前田勘作　都築金四郎　森下新九郎　永野進兵衛
土居久万之助　下村直之丞　窪田和太吾　野村久之進
濱口源四郎　青木直吾　下村祐助　吉川省七郎
吉川榮三郎　楠島榮吉　横田鉄四郎　福原瀧平

八番隊兵士

永野峯吉　坂本惣藏　島崎喜之丞　青木克右衛門
大島半兵衛　石川次郎八　岩松七次　池富之進
森本辰之進　井上五三郎　福留源之助　中村謙一郎
江川百太郎　西森俊太郎　下村爲五郎　島村順吉
西川文之丞　石川繁之進　吉川常吉　奥田熊治
久保幾彌

然るに此の砲撃せしと自明せし面々は藩邸に禁閉せられ他砲撃せざりしと云ひ出し者共は二月十九日夜六丁目の商家へ引取らせ用意整ひ次第國元へ指下さる樣申渡されければ同廿日長堀藩邸前より乘船なし直ちに出帆丸龜を經て北山通り土佐へ到着せしが何れも遠足留を申渡されし に數日にして竟に別儀なく差免されしぞ不思議なる

〔五〕　抽籤を以て廿名の死生を定む　助命四士の友義

同十九日六八二隊へ下附せし銃器彈藥等一切返上すべしと達せられければ乃ち一同殿内に於て悉く返濟の事あり同夜六番隊をば同殿内に八番隊をば西邸内に引分け兩隊共向きに下陜せる砲隊等へ御預けとなる同廿日には砲隊組兵士及び下横目役付添にて兩隊兵士の帶劍預かる樣申付られし旨演舌ありけるに忽ち茲に兩隊兵士の一大激昂を惹起し非常の椿事にも及ばんずる情勢とはなりぬ今其の仔細を尋ぬるに是より先死刑云々の風說二隊兵士の耳に入ること屢々なりければ二十五名相語つて曰く佛奴國禁を犯して我管地を鬧がす我等悃ろに說て還らしめんとするも彼聽かず却て我に無禮を加ふ故に司令士命じて擊て之れを擴へり是固より正當の處置なり亦た我等の責任なり然るを尙は罪科を附して斬に處せんとす是實に何たる沒理法ぞ將た無上の大

恥辱にあらすや我等死すとも如何で斯る辱刑に甘就すべき寧ろ一同此より鈎かに身を脱して佛艦に切り入り我日本刀の接かん限り奮闘して潔よく艦中に枕を駢べて斬死すべし之れ豈に快事ならずやと怒髪逆立ち両眼血を染め拳を鳴らせ腕を叩き意色尤も激厲たり時に土居八之助隊中の年長なるが急に止めて謂けるは足下等の憤激一應は尤なり然れども足下等能く熟慮せずんは徒らに暴虎憑河の譏りを受けん我等銃器は既に取り揚げられたり何にを以て彼れに當らんとす視ずや彼れは堅牢ある艨艟十余艘を泛べ運轉自在宛かも手足を使ふが如きを我等腰間の秋水鉄を斫るの鋭利なるも瞬間砲烟の中に埋沒し空しく辱死を取るに過ぎず豈に口惜からずや且つ邸外警衛甚だ厳なり安んぞ脱出を得ん且つ死刑は是れ要するに風聞なり素より信を措くに足らず足下等請ふ能く省慮せよと懇説数回血氣の壮者も了得思慮ある一言に佛艦打入りの事は余りに疎忽の思立ちは止むべしとて僅かに留まれど憤怒の氣は尚は散ぜす然らば是非なし此上は一同座を引かず差違へて最期を遂げん何の阿容々々猶豫することやあると丈夫の決念勇ましく留まるべくは見へさりしが護衛の兵の何とかして聞付けん慌てゝ内に入來り監察役の命なるぞ何れも佩刀渡さるべしと呼はるにぞ一同事の意外に愕ろき今若し佩刀を解くに於ては云甲斐なく刑場に斬罪の辱しめを受くるは必定只だ速かに自刃せよと已に手を下さんとする者あるを竹内民五郎大に制し吾今に臨んで死を惜むにあらざれども兄等未だ事の實否を糺さゞる前に焦躁まるは犬死同様他日世上の胡盧とならんも知るべからず若かず今姑らく忍んで命に應じ彌々辱刑と事決する曉にこそ吾々一個の計らいあれとて指を以て疊の上に「拙者荷物中に二つの短刀を匿せり是を以て自裁せんに佩刀無くとも何ぞ患へん」と書き了り君命とあれば是非に及ばず方々承知然るべしと説かれて一同現にもと頷首き遂に刀劍を解て護衛者に渡しけり

同二月廿二日小南監察より容堂老公より仰渡さるゝ旨有之に付六番八番両隊兵士一同（小頭両人を除く）即刻殿内大廣間へ罷出べしと命ぜられければ両隊兵士都合廿五人出頭す大監察小南五郎右衛門以下着座あり一同に向ひ御奉行職中より重き御意の趣仰せ渡さる旨演舌あるや否や正面の金襖押し啓らかせ立出つるは土佐一家老を以て當時老公御名代として下坂せる深尾鼎靜々と座に着きければ一同恭しく平伏す其時深尾は一同に向ひ此度堺事件に付き御隠居様（容堂老公の事）御下坂被爲遊候て御直に被仰付筈の處御所勞あらせられ候に付拙者御名代相蒙り下坂せり

此度堺事件に付き佛人より朝廷へ下手人死刑の儀相逼り候を以て朝廷御處置被爲在下手人貳拾人差出候樣被仰付候御隱居樣には此儀甚以て御心痛被遊候に付何れも性命差上可申旨仰出され候

と申渡され直ちに座を起て内に入る是に次て小南は左の如く藩主の命を傳へらる

此度朝廷御處置に依り人數二十人差出す樣被仰付候處何れを取り何れを除くこと不相分候に付一同稻荷宮神前に於て鬮曳被仰付候條何れも神明を拜し生死の差別相定むへし即ち白鬮に相當る面々は被差除上裁可受籤に相當候面々は死刑に可被處候條左樣相心得直樣是より神前へ罷越すへし

と命ずれは一同は豫て期したる事なれは委細畏りぬと答へつゝ二十五名は殿を下り稻荷社に到り見れは社壇御鈴の下には大監察小南五郎右衛門二十本の籤を以て着座すれは目附役一名其右にあり下横目二名は名簿等を携へて階前に立ち社壇數十歩前には京都より下坂せし銃砲二隊の兵士相詰たり斯くて小南の指揮に随ひ下横目役は名簿の順次を以て二十五名の姓名を一人つゝ讀み上ぐれは二十五名交はる〲出て籤を抽き披見の上之れを下横目に渡せは下横目一々点撿す此時參拜老幼男女斯の有樣を見て且つ恠み且つ哀み暫らく彼方に佇み居しか中には不覺に落涙する者もありしとぞ浩くて点撿了りけれは死刑當籤者は左の十六名とぞ定まりぬ（両隊長小頭は既に死刑に決せるを以て抽籤の事なし）

勝賀瀨　三六　　杉本　廣五郎　　山本　哲助　　森下　茂吉
北代　健助　　稻田　貫之丞　　柳瀨　常七　　橋詰　愛平
岡崎　榮兵衛　　川谷　銀太郎
（以上十人六番隊）
竹内　民五郎　　横田　辰五郎　　土居　八之助　　垣内　德太郎
金田　時治　　武内　彌三郎
（以上六人八番隊）

而かして其の白鬮を取り當れる者は左の九人とす

岡崎　多四郎　　水野　万之助　　岸田　勘平　　門田　鷹太郎
楠瀨　保次郎
（以上五人六番隊）
榮田　次右衛門　　中城　惇五郎　　横田　静治郎　　田丸　勇六郎
（以上四人八番隊）

○抽籤を以て廿名の死生定む　助命四士の友誼

茲に白鬮を取當りたる九名の中なる中城惇五郎橫田靜治郎田丸勇六郎榮田次右衞門の四士は殿内へ立還り共に慨然として相謂つて曰く此度の攘夷たる佛奴の暴行顯然たれは理非曲直論を竢たず我等決して罪辟の問ふべきなき筈なるに我同志二十名は不幸ゐも上裁受くべき事に決定せり是の二十名は固より我等が先輩にして嘗て生死を俱にせんと心に誓ひぬる人々なり今之れを先きに立てゝ我等豈に覥然として生を偸むに忍びんや卒ざ諸共に上裁の中に加へらるゝ樣嘆願し皇國の爲め死を潔よくすべしとて乃ち一書を上りて死を請へり其の文に曰く

我共先達於堺表司令士中命令を以て佛夷を打攘候處一同御預被仰付謹で罷在候中今日に到り於稻荷神前御鬮相取り可受上裁御鬮に相當候者のみ御處置被仰付候段一同奉畏御鬮相取候處私共白鬮に相當り候然るに神前に於て被仰付候儀一々奉承畏と雖とも今日迄同腹一心罷在候上は仲間の情に於て如何にも忍び難く候間何卒可受上裁御鬮に相當居候仲間共同樣の御處置に被仰付度奉存候

二月廿二日

八番隊組附
中城惇五郎
橫田靜治郎
榮田治右衞門
田丸勇六郎

此願書出づるや家老大監察を始め内外の人々聞傳へ語り傳へて其死を輕んし義を重んずる志を感稱せざるはなく流石は土佐男子なりと他藩の人々まで好評しあへりとぞ然れども人數既に定まりし上のことなれは又た變更すべきにあらざれは竟に其儘却下せられけり

同廿二日六番隊長箕浦猪之吉八番隊長西村左平次六番隊小頭池上彌三吉八番隊小頭大石甚吉の四名は杉本廣五郎等の十六名と共に藩邸内へ引移ることゝなり又た白鬮の面々は隊附除名の上直ちに土藩兵隊中へ預けられ藩邸の別室に置かれけるが數日の後堺表より船牢を以て國元へ差下けらるゝ樣申渡され宰領下橫目役の護送にて土佐へ下着し類族預けとなりけるが幾程もなく以後別儀なく申付る旨達せらる是亦た後日物議の一種子とはなりにける

嗚呼一人の性命は其の重きこと泰山の如し況んや數十名に於てをや左れば人誰れか其命を惜まざる者あらんや然れども一旦大義の爲めに身を挺して犧牲に供す其命輕ろきこと啻に鴻毛

ならず土藩十六士の如きは已に身を以て兵列に委ぬ一死固より其の分なり然りと雖ども其死や公然の戰鬪にありて區々の私鬪に許さず故に是人々若し尋常私怨の爲め外人を殺傷せんか設令彼れ要求なきも我國法の問ふ所なり唯だ本件に於ては則ち否らす畢竟正當の責務に依りて國權上の懲伐を行へるなり故に正理を以て之れを論ずれは隊長の命令を奉じて暴逆を鎭制するもの是其の職分なり固より罪の問ふべきなし其命令を奉せす逡巡踏跙し殆んど暴人を逸走せしむ是職分を失へるなり其罪決して輕からす然るを當局者の之れを處斷するや其命を奉ずるものは罪ありとして之を重科に處し其の命を奉せざる者をば却つて無罪とす其の事理を顚倒し刑律を錯濫する亦た甚だしきにあらすや憶ふに當局者は此の砲擊を以て已に暴妄と認むるを以て彼を怒し是れを罪せしに似たり獨り被害者の訴を偏信し爲めに自稱非砲發者が虛僞の陳辯をも糺明せす正理上の無罪者天眞爛熳たる義俠男子を罪して外人の目前に身を屠らしむるを悲しまずんばあらず且つ彼佛人の死亡は實際十三名（內最下等の下士官一人他は皆水兵と云ふ）なるにも拘はらず其の死刑要求の人員二十名我砲擊自白の者は二十五名乃はち五名の過員あるを以て取捨困難なりとて之れを稻荷宮の神籤に訴へ死生を判別す今日より之れを見れは殆んど兒戯に準じ此の一点に就て論ずるも政府當局者は當初より彼れが要求に對し嚴正なる談判を遂げず尙は要求の人員を減少するをも論ぜず一に彼れが請ふまゝ之れを甘受せしもの丶如し蓋し事既に正當の談判に出でず過員あればとて巫覡輩が禍福を祈るが如き態に傚ひ志士をして敢て抽籤の俗事をなさしめ是神明の判决なり敢て怨みなかるべしとす失措謬見と謂はざる可けんや

〔六〕 土藩二十士に死を賜ふ　十六士の激論

此廿二日の夜は天色慘憺として黯淚を湛へ寒風蕭々として樹聲悲めり左れば旅舘の燈下鄕心漫ろに來往し幽情幾んど慰さめがぬるは一般羇客の常なるが況して此の二十名の人々は頓て明なば處刑受くべき身にあれは只だ今宵の中の命ぞと思へは了得が死を期せる大丈夫も懷鄕の情緖轉た綻ひせめて一封の手簡一首の詩歌なりと贈り遣り一つには殉難の始末を告げ知らしめ一つには亡らん後の紀念にもさせなんとて何れも筆硯を請ひ思ひ々々に遺書遺稿を書き寫ため自己が髻を截りて書翰の內へ納め下横目役に依賴して國元なる父母兄弟又は親戚故舊へ送りける斯る折柄藩邸警衛の五小隊の將士は訣別の爲にとて酒殽を運ばせ來りて十六名の人々に杯を侑め

ける（兩隊長及び小頭は別室にあり）一同其の厚意を謝し辭するは禮を缺ぐならめとて何れも快よく杯を傾むけ獻酬數行に及び何れも十二分の醉を催しけれは席を辭して一間の中に打臥せり土居は平生酒を嗜まねは此際とても一滴だに口に入れざりしが今ま同志の滿醉して臥せるを見て心甚だ安からず乃ち一同を呼び立てゝ云ふ樣は兄等酒に醉ひたればとていぎたなく眠ること やある明日は上裁を受くるの日ならすや然るに未だ刑名は判然せず若し斬罪なるに於ては豫て方々と論せる如く實に我等の大耻辱开を確かむる手段も講せす熟睡するとは何事ぞと聲高らかにたしなむに一人此れを聞て立腹し「知れた事を云ふもの哉明日は我等の死期なれば熟眠するも今宵限り汝何とて我等の安眠を妨ぐるぞ」と云ふ聲の內早や鼾の音は聞へけり土居は今は堪りかね杉本廣五郎を搖り起して意見を告げ何とて奮發せざるぞと諫むるに杉本岸破と起き直り然り々。實に熟眠の時にあらず足下能く氣附きたりとて土居と共に再三一同を呼立てければ漸く一同眼を醒まし我も我もと床を出て異口同音にいふ樣は眞に土居氏の言の如し我々國元を出づる日より一朝事に臨めは一步も後れを取るまじと覺悟したるからは一命何條惜むべき去りながら此度の事に於ては皇國の爲め隊長の命を守りて攘夷せしを罪ありとし斬罪に處するとは決して承服なりがたし默して止むは男子にあらず幸ひ佐川殿今尙は殿內にありと云へは是より一同對面を乞ひ此の儀不審に及ぶべしと衆議頓みに一決しければ遽かに羽織を引かけ袴を穿ち皆打揃ふて取次役の詰處に到り御奉行中に面謁致したし取次頼むと云ひけるに取次役數多立出て其方共は御抱ひの身分なるに御奉行中に拜謁せん抔とは推參なり取次相成らずと云ふに十六名は怫然として面色を變へ「御抱の身分故へ取次相成らずとは何たる云條ぞ其許等は我等が皇國の爲め一命を抛ち攘夷せしを以て明日死に就かしむを知らざるか其の御處置に付當夜是非に面謁せんと欲す左るを尋常の者の如く取次叶はぬとは烏滸の至り此の上は其許等を賴むに及はす直ちにこれより奧へ通らん其所退き候へ」と執圍あらく疊を蹴立て將さに奧座敷に踏入らんとする折しも奧の間より高聲にて「兵士の面々姑らく其所に相控へよ重役中面會あらん」と呼はりければ一同左もこそと微笑をもらし待間ほどなく立出るは小南五郎右衞門林龜吉其他下横目等の人々にてありければ十六名は一禮を施し屹と容を正し小南に向て申けるは當夜重役中へ拜謁の爲め推參せしは余の儀にあらす「私共先達堺表詰合被仰付在勤仕り居候中我が管內に於て異人乱暴の趣市人より急訴有之兩隊長の下知に從がひ直樣馳付け種々溫和に取り扱ふと雖ども彼

れ一圓聞き入れず剰さへ言語に絕へたる振舞ありたるを以て隊長の下知に從ひ打攘候處追て彼より朝廷へ何にか難題申込し趣きにて隊長を始め私共迄斯く御搆ひの身と成れり然れども私共に於ては當初より隊長の命を奉じ皇國の御爲めと存し込み身命を抛ち事に當れるものにして毛頭犯罪の覺候はず然るを罪科ありと認め死刑に處せらるゝとは抑も如何なる理由にて候や此の儀御尋申上ると言はせも果てぬに小南は一同を睥睨み付け「其方共は隊長の非理の指揮を受けて非理の擧動に及べり是れ其方等の自業自得なりと云ひければ一同彌々激し「這は大監察中の御言とも覺へず我等兵卒の身分にありては進退擧止は一に隊長の指揮に隨從すること當然の儀に候へば若し隊長より發砲の令下る時之れを守らざるは是即ち軍法を犯す者なり罪死に當れり私共に於ては決して否らず今申上る通りの次第なれは一点落度あるべからず御自分殿の言の如くんば今後兵卒たる者誰か隊長の命を奉し身命を棄てゝ國に殉する者やある」と憚る處なく云ひ放ち尚は我も々々と膝を進めて我等功あるも罪なし然るを功を論せすして刑に處せんとす豈に容易に御承をなすべけんや其の御答承らんと詰かくる意色いとゞ凄ましく体に依りては小南を毆殺せんずる勢の見へければ流石の小南も心中薄か鬼胎を生じけん歛ち色を和げて過てり々々前言は拙者の過なり就ては今一應評議すべけれは暫時相扣へられよと和めつゝ座を起て內に入り再ひ立出て申樣「此度の事件に付ては御兩處樣にも非常に御心痛あらせられ大守樣（豐範公）には折節御不例なりしも御長髮の儘推して御登坂あり直ちに佛艦へ御乘込みの上砲擊の儀に付御挨拶あらせられ猶豫なく御歸國相成りぬ洵に恐れ入たる次第なり君辱めらるれは臣死す今日君公の御心を安じ奉り事穩平に治むるは臣下たるものゝ職分ならん這は今更申さずとも方々疾より心得居るべし依て我が君公よりの御沙汰書拜見せしめは一同承服致すべし難有御處置の旨あり謹んで拜聽せよとありけれは一同座を革めて之れを聽く其文に曰く

御沙汰書

此度堺表の事件は即今各國御交際御一新被爲在候折柄に付公法を以て御處置被仰付明日於堺表切腹被仰付旨御沙汰有之候條孰も皇國の御爲めと存じ込み難有御受可仕候

但歷々御役人且つ各國公使も罷越候上は皇國の士氣各國に相顯候樣覺悟可有候　以上

二月廿二日

と讀み擧るや今迄死刑に處すと云ふは必定辱刑なるべしと憤恨措く能はざりし十六名覺へず相

視て莞爾と打笑み喜色面に顯はれし其の情狀は正に是れ炎威赫々金石を溶鑠するの苦悶の日照雨一過して凉氣欻ちに到り神心爽然たるの感ありき乃ち一同に代り武内民五郎進出て小南監察に申しけるは「某等皇國の爲一死を提擲して事に當りし處今や君命を以て自裁の命を賜はる段難有仕合謹んて承畏仕りぬ扨て茲に某等死期の御聽に御差明を請ひまつらんと欲する事あり幷は余の議にあらず我等同志の者罪なきに死を賜はる其の理由他にあらず全く皇國の御爲め一死以て義に殉するに外ならず然らは多少の勳功思召當られ候とも可あらんかと奉存候次に只一事の同格の者共に聽なし死後の紀念と致度儀候なりと陳しけれは小南は打點首き「此度の事件に就ては割腹の面々の心事御洞察ありて手厚く遇せらるべければ何なりとも遠慮なく申出べしとの答へなれば左らは歎願の趣き御聞届仰付られ度とて下文の如き願書をぞ呈出しける

私共先達堺表へ御差立被仰付相詰候中於御詰所異人乱暴之趣き市人より注進あり直樣隊長の命に從ひ馳せ付け取締る中一通ならさる振舞仕るに付隊長の下知に從ひ打拂ひ候依之夷人逃去り否や引取被仰付候處彼等より奉對　天朝頻りに何にか歎願の仔細に因り司令士中始め私共御擣ひ被仰付候得共私共に於ては隊長の下知相守り身命を拋ち相働き職掌の根元を盡候儀と奉存候然るに此度銘々被召出被仰聞候儀輕輩の身分とは乍申私共一命差上候事實に切齒の至りに存候得共爲皇國と一同奉畏候然るに古來より右等の御處置は稀なる事と奉存候此迄仲間共身体の儀に付愁願の筋も御座候處此度斯く相極候上は存慮の筋毛頭無御座候得共何卒積年の宿志に候得は向々惣体の仲間共一同士格御取扱の儀是れ一つの遺言に候得は卽命を以て御指明被仰付度乍恐奉願上候

此願書を差出し且つ申添ゆる樣此儀は豫て下横目役へ手順相立て可差出筈之處重役中御出席に候得は今生の思ひ出直に差上候なりと述けるに小南取り上げ披見なし此上屹度御詮議被仰付べけれは一同安心致すべしと有りて座を起ちしが驄て下横目役より此度の事件につき出格の御詮議を以て一同士格の御取扱有之に付左樣相心得へき旨云渡し直ちに絹衣一襲つゝ下渡されけれは十六名喜悅斜ならす今は思ひ置く事なし只速かに割腹して君公の御心を安んし奉らんとぞ勇みける

斯くて死刑の宣告了りければ箕浦西村両隊長には殿内の一室に出て着座あり小頭及び十六士は此程より絕て對面を得ざりしかば卒ざ是より對顏を遂げ最後の暇乞ひをなさんとて一同其席に

到り某等十六名云々の次第を以て切腹被仰付候此上は潔よく死を遂げ可申今生の拜顔の爲め參上仕りぬと述べけるに兩隊長は大に愕ろき這は粧しからぬ事あるぞ足下共は兵士の身分にて只た我々の指揮を奉し砲撃したるのみなれと決して拙者兩入と同罪たるべき謂なし此の儀は豫ても論辯し置きたるに同樣自裁を命ずるとは意外なりきと兩眼に涙を湛へて申されけれと十六士は今に初めぬ兩隊長の仁愛義節を深く感し覺へず是れも一滴の謝涙に衷情を呈せしとぞ聞へける

△

（七）垣内怒て梵鐘を撞く　土居戯て櫃中に入る

明れは二月廿三日割腹當日の事なれは豫て朝廷より二十士護送を命せられたる肥後熊本（細川越中守）藝州廣島（淺野少將）の二藩は歩兵隊都合三百余人を發して長堀藩邸門前へ到らしめ隊伍を立て時刻を待つ殿内にてと二十士へ酒殺を賜ひ且つ帶劍は相渡されず割腹場迄送付せしめらるゝ旨達あり程なく出發の支度を命せらる兩隊長兩小頭は豫て新調せる衣袴を襲け十六名の人々は件の絹布を其儘死出の晴着とし高足駄をは玄關口より穿ちつゝ一同勇ましく門前に立出づれと細川淺野兩藩は吊らせ來りし二十挺の轎を立並ぶ箕浦西村以下の人々は一禮なして何れも轎に打乘れは警固の隊に送られて徂て皈らぬ死出の旅妙國寺へぞ急がせける

一先發兩藩下役數名次兵士數名兩藩重臣三騎細川藩留守居役馬場彥右衛門隊長山川龜太郎藝州藩重役渡邊競（陣笠小袴着用持鎗を堅てさせたり）次兵士數名　一大砲二門　一轎二十挺壹挺左右同六人（各携銃）轎前後固め百二十人（同上）　一後押同二騎（同前）　一兩藩高張灯燈拾挺

一兩藩士以下百數十人

是れに續いで土藩重臣始同勢數百人以上道程三里の間隊伍整々甚と嚴肅に打たせつゝ四五丁が程も接續せり扨て此時細川藩の隊長山川龜三郎は二十士の乘れる轎につきて一人つゝ申樣轎內狹ければ嘸かし窮屈に候てん長途簾を垂れてあらんは鬱陶ならん苦しからすと簾をば捲かせ申すべしとありければ厚意辱なし差構ひなくば爾せんとて孰れも簾戶を捲かせける尙は一丁斗り行く每に隊長來りて云ふ失敬なから物ほしくはおわさずや菓子と如何茶は如何に遠慮なく告げられよかしと叮嚀に侑めける程なく住吉新慶町に到りしに此の二十士の人々と晉て陣屋詰せし時知るもの多けれは老若男女其体を見て涙を流さぬはなかりけり頓て堺の町に入れと待ちに待ちつる市人の大勢二十士の轎中にあるを見ると齊しく異口同音に聲を揚げて泣立てしぞ理り

あある中にハ警固の者の叱るをも構はず轎に取付きさめ〳〵と泣く者も尠なからざりしとぞ妙國寺に達すれハ大門見附には菊章の御幕を張り寺内一面細川淺野両藩の紋所染抜たる幔幕を引き環らせ割腹場には我藩の幕をぞ引れける扨て先づ轎をは細川藩の天幕の下に新莚敷並へたる上へ順次に立させ軈て両藩士の案内にて内庭に舁き入れ上壇の間の椽へ横付せり而かして二十士は両藩に引かれて本堂上壇の間に着けハ二藩士數百人始終茲に詰め切りて二十士中の一人坐を起ては必す四人附添ふて傍を離れず其の警衛頗嚴かなり二十士は神色自若として平生の如く笑ひ語りて只顧最後の時剋を待居ける細川藩士熟々此の体を見て深く心に感じけん二十士に向ひ云ひけるは凡そ武士たるものは平素の心掛ある者迚ても一旦死に臨めは自づと氣をくれして言動常に變ずるものなるに貴藩士の如き始終勇氣凛然として毫も沮喪の容なきのみならず死を見ること歸するが如き其の心底の涼しさ實に欽慕の至りに堪へず後日歸國の上徒氣に勇ましき御擧動を語り傳て弊藩壯殿原の龜鑑と致度候得ハ其時の談語の料に御辭世の詩歌何卒一筆染めて給ハらずやと懇ろに乞ふて止まざれは箕浦ハ打笑ひ這ハ過分なる御挨拶却て赧顔仕りたり不肖の拙作御覧に入るべきにあらざれども左程の御處望辭退申すは無禮ならんとて矢立引寄せさらさら〳〵と辭世の一首を認めて差出せしは是ぞ今の世まで人口に膾炙する除却妖氛の詩にてありけれは細川藩士ハ限りなく怡び相吟賞して其義膽と云ひ其才學と云ひ眞に天晴の英士なりと嘆稱しけるとぞ去程に割腹の準備未だ整頓を告げず尚は若干の時間あるとの事なれば二十士はいて此間に寺内を巡見せんとて共に庭前に立出て彼方是方と散歩するに此時土州義士の割腹するを見んとて堺市中は云ふに及ばす大坂住吉河内在等の人民聞傳へ〳〵先を爭ふて寺内へ押掛けければ其混雜喧噪大方ならず警衞の吏卒立廻りて制すれども容易に靜まる体もなく只た彌が上に人山を築きけり

茲に二十士の中にて勇健を以て聞へたる垣内德太郎ハ人々と共に庭前を逍遙しつゝありしが只見れば妙國寺の僧師等が今日の意外の爲体に驚きながら世に云ふ怖わき物見度とやら鐘撞堂に蹲踞して遥かに群集の混雜の樣を眺め居るを見て何にか獨り打頷首つか〳〵と歩みて堂に登り衆僧に向ひ拙者ハ今日當處に於て皇國の爲め割腹する土藩士の一人あるが我友は皆文武の才に秀でし故へ辭世の詩歌を賦すれとも拙者は元來武骨者毛唐人と組討て其の生ま首を引拔くことは容易けれど詩歌なんといふ小面倒なことハ嘗て心掛けず去りとて死後の紀念を留めざるも遺

憾なり今思ひ付たるは此の釣鐘詩歌を帥なる代りに只だ一衝きにつき碎き後日の紀念に殘し呉れん許し候へと云ふより早く双の腕引まくり大手を揮つて撞木を楚と引摑み英と聲懸け引揚げて吐嗟や突かんと見へたれは法師等は駭ろき慌て垣の內の手に縋り付き「是は滅相もなき御武家樣今此の混雜の折り柄に怪我にも鐘の鳴る時は夫こそ市中は大騷動何卒御慈悲に此義斗りは御免下され」と泣きつ口說きつ止むるを耳にも掛けず聲荒らゝげ皇國の爲めに忠死を遂ぐる武士が紀念に撞かんとするを誰れか支へ留むべき邪魔立すなと掉拂ひ既に斯ふよと見へたる處へ十九士の人々其と聞くより走り來り袖を捉へて云ひけるは鐘は寺院の要器にて素俗の手に弄すべきものに非ず且つ足下大事の前に差し臨み要らざる力立するは大氣人なし由なき戯れして市民を愕かし騷動を惹起すは後日の沙汰も如何あらん能く思慮し給へと諫められ垣內はから〳〵と笑ひ是れも一時の興なるぞ左樣に眞面目に說くことかは止むへし止むへしとて堂を下れば法師等は大息つき十九士に禮を述ぶ人々も氣の毒に思ひ不慮に貴僧達を驚ろかせり此儀平に免されよ扨て事の序に賴み入り度事こそあれ我等茶料にもなさんとて携へぬる少許の金子あり左れど最早割腹の時に逼れば金子も何の用にかせん些少ながら和僧達に贈らん程に死後のこと何分

宜きに賴み入ると述べて件の金子を渡せば法師等は初の驚ろきに打て變り這は思ひも寄らぬ御志辭退は恐れ此の儀に御預り仕り是れにて後々の御回向は念入仕り候へし辱なしと押頂き頭丸めて去りにけり二十士は庭前の散步訖り夫より割腹の場處を一見せんとて本堂前へ行かんとするに細川藩打驚ろき方々其場へ立越さるゝは宜しかるまじ控へられよと制すれとも二十士は打笑ひ何にも貴藩を煩はさす御安心あれと云ひ棄て其の場へ到れば曩きに長堀邸內に於て議論中沒收せられたる佩刀順次に並べあり孰れも是れを一見するより當時のことを追想し共に語り合て却て興を催しつゝ側を見れは切腹者の死体を入るべき料にとて六尺有余の大瓶を同じく並べありけれは何れも後剋は此の裡に埋めらるゝかと心に思へと口には出さす互に面見合せ無念の色を現はせり時に土居八之助竹內民五郎横田辰五郎の三人は相顧て曰我貴處と京坂の間にありて晝夜寢食を俱にし又た堺出張の後も憂苦を同くし公務に從事せしこと茲に日あり今此の棺槨を見れば貴處と僕と相並べり嘗て聞く人間死すとも其の靈魂は不滅なりと果して然らは貴處の瓶と我等の瓶と孔を穿ちて音信を通ずべしと云ひつゝ互に手を拍つて哄笑するに土居は忽ち身を跳らして瓶中に入り武內氏〳〵甚だ好き工合なりと叫びければ一同覺へず失笑し土居氏後剋

○垣內怒て梵鐘を撞く　土居戯て櫃中に入る

は必ず入るものを左のみ急ぐことやある疾く出づべしといふ左らばとて出でんとすれど六尺有余の瓶にて裏滑かなれば容易く出づる能はず一同立寄り瓶を捉へて横さまに倒して漸やく土居を出せは司馬殿辱けなしと興ずるに一同哄と笑て立去りける其死目前に逼りて毫も念頭に懸るなく胸中余地ある概ね如此なりしといふ程なく元の席に復すれば細川淺野両藩より酒殽佳美を盡して措き並べ町手傳人とも覺しきもの數十人給仕して饗應頗る悃ろなり二十士の人々は最早今生に於て瑞穂の穀を食ふも此の頃刻の間にて是より永く冥途に入り黄泉を飲むならん然れども肉体は元是仮的物にして飽食飫飲畢竟夢幻中の私慾なり若し一片の靈魂なくんば是れ木偶のみ土塑のみ丈夫一死忠烈ならずんば百年の壽も何かあらんと相談笑しつゝ快く盃を傾けゝれば両藩士を始め手傳商人に到る迄倍々其の精神擧止を感嘆し又料紙硯持來り遺書遺稿を望み又は万代迄も傳へんとて何なりとも身附の物品を給はらんと乞ふことと頻りなりければ人々其の意に任せて筆を取り或は衣服の袖を裁ち又は襟を裂きなどして人に與へしとぞ

扨て二十士の介錯人は先きに長堀藩邸に於て五小隊の兵士交々來り酒核を以て人々を饗せし砌り既に隨意に類談を遂げゝることなれば準備全く整頓する頃介錯人二十人の支度も夫々整ひけり今其人名を擧くれは左の如し

一隊長	箕浦猪之吉	源	元章	介錯	馬淵桃太郎
一同	西村左平次	源	氏同	右同	小坂乾
一小頭	池上彌三吉	藤原	光則	右同	北川禮平
一同	大石甚吉	藤原	良信	右同	瀧源六
一六番隊兵士	杉本廣五郎	源	義長	右同	池七助
一同	勝賀瀬三六	平	稠迅	右同	吉村材吉
一同	山本哲助	源	利雄	右同	森常馬
一同	森本茂吉	藤原	重政	右同	野口喜久馬
一同	北代健助	源	正勝	右同	武市助吾
一同	稲田貫之亟	藤原	楨成	右同	江原源之助
一同	柳瀬常七	藤原	義好	右同	近藤茂之助
一同	橋詰愛平	紀	有道	右同	山田安之助

○垣内怒て兜鐺を撞く　土居戯て櫃中に入る

一同　岡崎榮兵衞　藤原重明　右同　土方要五郎
一同　川谷銀太郎　藤原重政　右同　竹本謙之助
一八番隊兵士　武內民五郎　藤原都榮　右同　楠瀨柳平
一同　橫田辰五郎　源正輝　右同　松田八平次
一同　土居八之助　越智盛義　右同　池七助
一同　垣內德太郎　藤原義行　右同　公文左平
一同　武內彌三郎　藤原榮久　右同　北森貫之助
一同　金田時治　藤原直政　右同　谷川新次

〔八〕十一士妙國寺に自刃す　臨撿佛人の逃走

却說是より記事を進めて二十士が目覺しき割腹殊に箕浦猪之吉が悽絕慘絕たる自刄に方り凛々たる萬丈の氣燄を吐て二十余名の佛人を驚殺せしめ我神州の士氣を海外に暴白する一大壯烈の談に入らんとするに先だち讀者の爲め豫め割腹場の位置光景の如何を紹介すべし、寺中本堂の前なる廣庭を以て割腹場と定め四方幔幕を張らせ中央に四本の竹柱を竪て上に笘屋根を覆ひ下

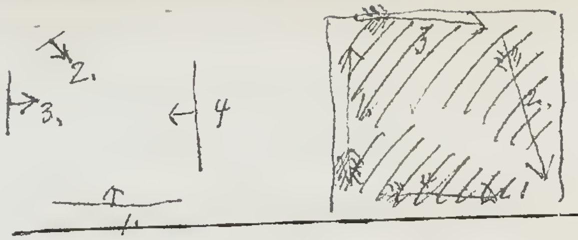

に荒莚二枚を敷き其上に新制の疊二個を並へ其の裏を布き之れに白木綿を纏ひ尙は其上に毛氈を展べ之れを一人每に取り替ゆることゝせり介錯人は式の如く刀の下緒を襷とし三尺後へ退ぞきて控へ居り而かして此の幕外には二十輛の轎を据へたり之れは二十士の死骸を先つ之れに納め直ちに寶珠院なる墓處に送れば墓處には大なる坑を二筋に穿たせ茲にて又た死体を彼の大瓶に入れ替へ截石を以て蓋とし而かして此の陷中に埋葬するにてありける扨又た當日臨檢の人々には外國事務惣裁山階宮を始とし外國事務輔宇和島少將同東久世前少將及ひ淺野細川両藩重役等㐧南より北に向つて各々胡床に着かれ土藩家老深尾鼎は北より東南に向ひ大監察小南五郞右衞門外監察役は西北より東に向ひ威儀嚴然と列坐すれば割腹の正面卽はち西より東に向ひ佛國人ミンストル撿視として椅子に腰打架け他二十余の同國人は小銃を携帶して其の後ろに立ち時々鼻搖めかして場內を見廻す体頗る傲慢無禮なり此外薩長土因備等の士人及び係りく〵の役人等場の內外に充滿し片唾を呑み手に汗を握つて並み居たり吁々短刄一閃碧血を染むるの間一身毀譽の街一國榮辱の繫る處前代未聞の晴場處にて甚と大切の最期場なりけり

去程に割腹の場處已に整頓せしかば肥藝両藩士より旨を告げ聽て元の如く椽側より轎に乘せ舁

出れは着坐の面々潜然として不覺の落涙にぞ及びける轎は始の通り幕下へ居へさせ兩藩士其の左右に附添ひたり今や將さに名簿の順序により割腹場へ喚出さんとする折りしも皇天正義の士が非理要求の刄の下に斃るゝを悼惜せられけん今まで清朗たりし一天俄かに晦冥し驟雨沛然として宛がら盆を傾くるが如く陰霧濛々とし咫尺も辨ずる能はざれは數万の見物上を下へと騷出し只だ我先きにと寺内の檐下へ驅込めヿ警固の役人も制し難く遂に一同打混じて堂上堂下に塡咽せり漸く未の刻頃に及び雨歇み霽空れけれは人々元の如く詰處〳〵へ立還る然れば午九つ時より割腹始まる筈なりしも此大雨の爲め延引して七つ時頃と成りにけり（因に記す此の日の雨は唯だ妙國寺近傍のみ降りて他の地ヿ空能く晴れてありし由實見せし人の物語なりき）

扨て再度の準備成るを見て係りの役人聲高らかに六番隊長箕浦猪之吉と呼び上ぐれは箕浦ヿ聲に應じて身を起し「何れも左らバ」との一言を殘しつゝ直ちに割腹場へ立出づれバ此際右往左往に押し合ひ返し合ける群集共呼出の聲に驚ろかされ忽ち水を打ったる如く甚と靜肅になるものから只だ時に聞ゆるは欷歔流涕の聲のみなりき斯る處へ箕浦猪之吉除却妖氛の詩を大書せる一紙を結び付たる指揮旗を左手に携へ黑羅絨の戰袍に錦の小袴を穿ち骯髒たる志氣を眉目に鍾め稜々たる勇容四邊を拂て出來り準備の氈上に泰然と坐し先つ我國撿視他臨場官に夫々目禮を施し指揮旗をば坐側に突立て前なる白木の四方を取つて引寄せ短刀右手に提げて頭を揚ぐれヿ眼光烱々として星の如く滿腔痛憤の氣其の面に溢る遙かに佛人を礑と睨み「咄佛奴汝佛奴聽むべし我茲に死するヿ汝が爲めにあらず是皇國の爲なり我今死とも七たび生を更へて汝等が肉を啖はずして止まんや咄々汝佛奴日本男子の割腹を視よと」怒髮悉く逆堅ち叱聲場内に震ふ佛人愕然として身を戰はし敢て仰ぎ視る能はず箕浦は徐かに衣を啓らき短刀逆手に取ると見へしが忽ち左の脇腹へ力を籠めて深く突立て三寸切り下げ右手へきり〳〵と引廻はし又た三寸切り上げ（是を十文字といふ）たりけれは腹部口を開き逆る血汐瀑の如し其時箕浦は隻手を腹中へ押入れ臓腑を摑んで引出し佛人を白眼みつゝ吐嗟や投付んずる容子なれは介錯人馬淵桃太郎急ぎ進み寄りて扳手も見せず切付しに如何に手元狂ひけん頂の上部を斬りたるに淺手なれば箕浦ヿ事ともせず馬淵氏何とせられしぞ靜かに〳〵と聲掛けたり馬淵ヿ仕損じたるかと氣をいらち再び斬るに此度は項より氣管迄深く斬込み首は「かつ」と音して前に低れたれど尙は落ちず鮮血淋漓として滿身朱に染む其時箕浦は忽まち大聲を張つて「まだ死なん切るべし切るべし」と叫びける其

聲場内も崩るゝ斗遠く三丁の外に達す満場の人々此有樣を見て皆舌を捲いて箕浦が豪膽を驚嘆せざるはなく中にも佛人は始め箕浦に睥睨せられ既に恐怖を抱きしに其の吾手を以て腹を割き臟腑を抓み出して擲たんとする場合は素より夢幻にすら一見せざることなれは其愕ろき云はん方なく只た身を悶掻き如何もせんと甚だ窮せる体なりしが再たひ箕浦が尙だ死なんとの絶叫は恰かも霹靂の頭上に墮たる如く顔色忽ち變じ活きたる心地あらばこそ只たあゝゝばゝゝと呼び立てゝ席にも得堪へず立躁ぎしぞ笑止なる馬淵は再三の後漸く其の首領を落せしかも係り役人は直ちに死体を彼の轎に乘せさせ實珠院へと送らしむ箕浦時に年二十五歳次に八番隊長西村左平次と呼ぶ聲に應じ西村は淳貝謹正なる資質に憤慨の意氣を胸に收め徐ろに坐につき同しく目禮をなしけるに從容自若として平生に異ならず聽て刀を執て微笑しつゝ左の脇に輕ろく突き立て右の方へ切り廻す双少しく淺かりけれバ再び刀を深く突き立てぶり〴〵と引廻して既に半に及びし時介錯人小坂乾やゝ氣をせきけん三尺の秋水閃かすと見へしが忽ち西村の頭は三間斗り前にそ飛ひにける西村春秋僅かに二十四歳次も六番隊小頭池上彌三吉立出づる池上は瞬きもせす佛人を睨みつめ腹眞一文字に掻き切は介錯人北川禮平其頭を斬落す第四番は八番隊小頭大石甚吉軀幹長大にして威風凛然たり靜かに設けの席に着き佛人を睥睨し而かして先つ両手及び腹部を摩撫すると數次の後短刀押取り式の如く左の脇に右手を以て突き左手にて刀の棟を押して之れを切下げ再び刃を轉じて左手を添てきり〳〵と引廻し右脇に於て又刀の棟に左手を加へて切り上けたるに毫も澁滯なく實に目覺しき割腹なりき而かして短刀をも坐右に置き両手を張つて介錯頼むと叫ぶにぞ介錯人落合源六長刀掉翳さし「エイ」と聲掛け斬りたれとも手淺くして骨に達せず再び切るに尙は淺し再三再四之れを斬るに未だ首を落す能はす遂に七太刀にして打果せり盡し十一士中割腹の式に依り目覺しき刀を用ひしは此人にてありたり尋で杉本廣五郎勝賀瀨三六山本鉄助森本茂吉北代徤助稻田貫之丞柳瀨常七等何れも潔よく劔に伏しけるか詰合の人々赤穗義士の當日を想ひやり轉た悲壯の感に堪へざりしと此中にも柳瀨も血眼を張つて佛人を睨み左手を以て左腹より右に切り廻し再び又双を右に取り換へ左へ引廻せも澄と逆ばしる血汐と共に臟腑だらりと溢れ出しは最と慘鼻の狀況なりし扨て此の樣に十一士迄入交り自双を遂げつる事なれば碧血流れて川を漂へ席上滑かにして歩す可からす時間漸次に移りて第十二番目橋詰愛平が席に上りし頃は日既に桑楡に沈み暮色暗淡として人我物色すべからす寺内正に点燈し

たる場合なりしが欻ち意外の椿事ぞ起りける此時佛人は正面には十一士が悲憤慘怛たる自刄といひ他の一方には殘る九士が轎を出でゝ場に立出て牙を切しばり腕を扼して今にも飛び懸り粉韲にせんする勢を見るより其の恐慌狼狽云ふ可からず立ても坐しても居られざるに日は端なく暮かゝりければ若し隙取りて夜に入らば歸途如何なる目に逢んかと茲に一層の憂懼を生し今は瞬間も堪り得ず二十余人頻りに足踏して立騷ぎ又た俄かに手を振りて何にか意を通ずる体なりしが自己撿視たる身にありながら吾國皇族始め諸有司には一言の挨拶も述べず遂に一目散に寺の裏門より逃出し只一人の止まる者なきに至りしは無禮とや云はん卑怯とや云はん言語同斷の次第なりき

橋詰愛平は之れに眼を停めず襟を披らき腹を摩し吐嗟や短刀突立んとなしたる處を二三の役人忙がはしく走り來りて押し留め佛人俄かに當場を立去れり是れ必ず故あらん暫らく割腹を扣へられよといふに橋詰聞入れず此の期に臨んで猶豫することやある其所放されよと焦慮たつを尙は百方說き勸めて元の席へ伴ひける此時殘る八士は兩隊長兩小頭を始め既に十一士を先立てたれは我も目覺ましき死を遂けて早く後より追付かんと只だ呼出し遲しと待つ處へ死せしと思ひし橋詰が悄然として歸りければ一同這は何事ぞと愕ろきつゝ如何に橋詰氏愛平殿既に呼出しを受けながら場處へも臨まず阿容〳〵と還り來るとは心得へぬ仔細如何にと詰掛けしが其袴に血の染みしを視て又た同音に聲荒らゝげ「扨ては橋詰汝一旦割腹場へ出でながら遽かに命惜しくなり腹切り損ねて云ひ甲斐なく還りしならん去りとは土佐の大耻辱」と右左りより責めければ橋詰は大息吐き各々方の詰責は左る事ながら先づ靜まりて仔細を聞き玉へ某彼所に於て已に刄を突立てんとしゝ折しも佛人俄かに手を振りて立躁ぐと見へつるが遂に慌たゝしく逃走れり其時役人走り來り某の手を捉へ「佛人俄かに立去りたるは仔細あらん暫らく割腹差扣へよとの命なれども自刄覺悟の上からは今更刄を收めんやと死を爭へとも許さねば是非なく此へ還りたり愛平決して命を惜み腹切り損ずる男にあらずと云はれて一同左る譯にて有しかと疑ひ晴るれど心得難きは彼佛人何故俄かに逃去りしぞ暫時たりとも空しく此に時刻を移す心憂さ疾く呼出しあれかしと語り合ひつゝ待てとも絕て沙汰なければ一同大いに立腹し因循するも事にこそよれいで是より立越し仔細を聞かんとて打連れて小南等の扣へ居る前に出て朝命を以て死を賜ひつる我々の割腹をば何故に差止められしや空しく時刻を差延べらるゝは遺憾なりと云ひけるに小

商等答ふる樣「先刻橋詰愛平將さに割腹せんとするとき佛人俄かに手を捕りて其儘立去れり是れ必す故あらん今檢視の佛人一名も居合ざれは割腹の儀は控へらるへし只今七藩の家老中（薩長土因備肥藝）此の不都合を尋問せんため佛艦へ立越されたれば先つ暫らく元の席にて相待つへしと說諭され一同是上は是非なしとて元の席に歸りけるやゝあつて肥藝兩藩士より又た叮嚀に膳部を整へ食事を侑む九士は感慨胸に充ちて飮食を下すの餘地なければ厚意を謝して之れを辭す兩藩士も其の心中を推察し且つ慰さめ且つ侑め漸くにして食事訖りければ又た夜具を送り來りて寢に就かれよと勸むれども九士は只管時刻の移るを慨嘆し陪す十一士の上を痛悼し涕泗交も下り頭を低れて默然たれば兩藩士も今まはほと〱慰さめかね共に悲嘆を催ふせは四隣寂莫として人語なく月色荒涼陰風颯々として腥氣人氣に逼る

〔九〕佛人九士の助命を請ふ　橋詰愛平の義死

斯くて夜漏下りゆいて子の刻とも覺ふ頃兩藩士より通達あり七藩の家老面談の議ありて立越されたりとの事なれば九士は坐を設けて迎ひれは七名の家老入來り中なる三名席を進めて申しけるは今日佛人中途に御場處を引取りたるに依り拙者等佛艦へ立越し其儀談判に及ひし處佛人申樣には今日土藩士義理を立てぬき塵芥の如く身命を捨て相果て候事洵に以て感じ入たり人情に於て目前之れを見るに忍びず是非なく中途に引取候なり此上は天朝へ申請ひ殘る人々を助命の儀御斷申度と頗る恐怖後悔の体に相見へたり然るに當夜は最早深更に及へは何れ明朝宇和島少將殿より其儀朝廷へ御達可有に付殘る九名期を延ばされしを遺憾に思ひ若し万一の過を惹出せは狗死同樣の次第なれは朝廷の御處置相待候樣御心得の爲め立越せり努々慄まりて可惜志士の名を墮すへからす且に大切の御身前返すく〱も輕擧妄動あるへからすと念比に說諭ありければ九士其の厚意に絆たされ謹て承服なしければ七名の家老は直ちに立還りけり兎角する中夜はほのぼのと明け廿四日となりければ九士は妙國寺內にありて朝廷御處置を待ちつゝ居けるに此日は何の御沙汰もなく又たの廿五日を迎へしに其日の朝に到り兩藩士より通達あり當處を引拂ひ大坂表へ引取る旨命せらる九士は心ならずも支度整へ立出れは九挺の駕籠を廣庭に据へさせ已に行列を立てんとする場合忽ち一個の騷ぎぞ起りける茲に橋詰愛平は秋水一閃の下將さに吞淚不歸の鬼たらんとする折りしも割腹差扣へよとの嚴命にて死せんとするに死する能はず事の容子を知らさるものは氣後れして死を惜めりと嘲るさへ耳底に殘りていと口惜しきに今日阿容

く又た轎に乘りて當寺を立出てんなどゝも思ひもよらず何の面目ありて人に對せんや如かず吾れと我手に死を遂けんと一念鬱結して解くべうもあらず今や六番隊の三士岡崎榮兵衞川谷銀太郎橋詰愛平は藝州藩へ八番隊の六士武内民五郎横田辰五郎土居八之助垣內德太郎金田時治武內彌三郎も肥後藩に御預けとなり兩藩士列を正し人々を轎に乘せ已に立出でんとする折りしも愛平忽ち舌を嚙み切り自から睾丸を絞り詰め一聲叫んて仆れけれも兩藩士大に驚ろき急き抱き起して水を吹き込み氣附藥を含ませ介抱しける程に漸く正氣に復しける此時他の八士も橋詰を諫めて我等意外の事より死後れ遺憾遣方なけれは墓處に於て共に自刄せんと覺悟せしも身にす鉄なけれも是非に及なす一時を忍んて命に隨ひ他日快よく死に就かんとす足下の擧動も匹夫野人の爲す處盍そ姑らく忍んて武士の作法を立て潔よく死せさるやと云はれて橋詰も前非を悔ひ死を思ひ止まりし容子なりしを淺野藩は我藩預りの士なれも猶豫して又椿事ありては大變なりと思ひけん橋詰の轎を先きに立て行列乱し早追の如く急き立てゝ大坂さして走らせけれも細川藩士は聲を懸け今少し歩を緩め列を立てられよと云ふをも聞かず急き行くに細川藩も是非なく續いて急行し大坂長堀土州邸門前へ到着し駕籠立て並へて此の由重役へ通達すれは大監察小南

五郎右衞門門外へ立出て橋詰愛平へ向かひ其の舌を咬み死せんとせしをば且つ叱り且つ誡め說諭頗る懇篤なり尙は他八士にも一人つゝ轎の簾を披かせて此上も朝廷の御處置を相待ち如何樣被仰付候とも謹て朝命に遵從すへし是れ武士の本意なり將た肥藝兩藩一方ならさる痛心なれは御預中は殊に謹愼罷在身を大切に相守り可申と說き聞かせ是より九士をは兩藩へ引渡されしが其際藝藩より請ひに任かせ我藩より七八名藝州邸へ差遣し專ら愛平を監護させぬ愛平の負傷は醫師をして治療を施こさせけれは不日にして平癒したりとぞ其頃愛平及び武內民五郎横田辰五郎か兩藩邸にて死を待ちつゝありける時の吟詠なりとて土居氏の記憶に留まりしは左の數首なりけり

さし花の床に日をもつ柳かな　　橋詰愛平　有道

くれて行く身は朧氣の境かな　　横田辰五郎　正輝

散り殘る花にもあてぬ嵐かな　　武內民五郎　都榮

○

大和川へだつ境も夢うつゝ有明月を細川にまつ　　横田正輝

又た十一士のことを思ひ出でゝ

別れ路に踏み迷ふたるひがん哉
一日もわすれはわらじ花の友　　同　人

廿三日妙國寺上壇に着坐して大石良信此の世の別れ盃取りわけくみかわす中今生の見納め能く顏見せ給へとて互に面を合すれは覺へず落す一雫良信吾等に言置候樣予先つ死出の山の道拔きせん後に殘れる人々にをくれを取らぬ樣氣をそけまし給それと賴みつゝ立たんとする袖をひかへて

武士の命を君にさゝぐれば散てかんばし櫻花哉　　横田正輝

良信手に取り莞爾と笑みて立別れけり

十一士死するの後妙國寺寶珠兩寺の光景記すへきもの甚た多し今其の三四を擧けて以て世人の十一士に對する感情如何を示すへし

一妙國寺に於て十一士割腹の跡藝肥藩其他有志より追善の爲め卒塔婆を建ること數十本中にも藝藩竪つるもの其長け一丈余

一諸藩妙國寺へ供する追善の詩歌數多にして遠近參詣するもの無慮數万人

一同年七月堺大坂住吉等の町々より妙國寺に於て三日三夜大供養の執行あり其際同寺内へ大なる橋を作り晝夜舞踏狂言興行にて參來人雲霞の如く非常の賑ひなりし

一寶珠院本堂後ろは就ち十一士埋葬の地なり當處にそ土藩より十一基の石碑を一列に建て箕浦を頭に柳瀬常七に尾る碑の表面には何れも戒名を刻し其の側面には土藩老公の命により辭世の詩歌を勒し下段の正面にハ各々姓名年齡を留めたり（因に記す此の十一士埋葬より石碑建に至る迄の費用一人に付凡そ百兩に及へりと）今之れを左に錄せん

文義院忠深元章居士　　箕浦猪之吉源元章　行年二十五歳

除却妖氛答國恩　決然豈可省人言　唯令大義傳千載　一死元來不足論

義行院忠現氏同居士　　西村左平次源氏同　行年二十四歳

風に散る露となる身そいとはねとこゝろにかゝる國のゆくすゑ

〇佛人九士の助命を請ふ　橋詰愛平の義死

忠法光則居士　　池上彌三吉　藤原光則
行年三十八歲

皇國の爲に我身を捨てゝこそしけるむくらの道ひらきすれ

忠山貞信居士　　大石甚吉　藤原貞信
仝　三十八歲

我もまた神の御國の種なれは猶いさきよきけふの思ひて

忠義長居士　　杉本廣五郎　源義長
仝　三十四歲

皇國の御爲となして身命を捨るいまその胸の涼しさ

忠弘稠迅居士　　勝賀瀬三六平　稠迅
仝　二十八歲

かけまくも君の御爲と一すちに思ひ迷はぬしきしまのみち

忠英利雄居士　　山本哲助　源利雄
仝　二十八歲

塵泥のよしかゝるとも武士の底のこゝろはくむ人そくむ

忠學重正居士　　森下茂吉　藤原重政
仝　三十九歲

人心くもりかちなる世の中に淸きこゝろのみちひらきせん

忠固堅勝居士　　北代健助　源堅勝
仝　三十六歲

身命はかくなるものとうちすてゝとゝめはしきそ名のみなりけり

忠應貫成居士　　稲田貫之亟　藤原貫成
仝　二十八歲

時ありて咲きちるとても櫻花なにかをしまん日本たましい

忠相義好居士　　柳瀬常七　藤原義好
仝　二十六歲

○佛人九士の助命を請ふ　橋詰愛平の義死

魂をこゝにとゝめて日の本の猛きこゝろを四方にしめさん

此他箕浦か作りしものにて世に喧傳せる左の俚謡あり是即當時流行の「よか〱」節にして彼の除却妖氛の詩は駄夫輿臺等の俚耳に入らさるも此の「よか〱」節は直ちに婦女幼童の口に上り又た綠酒紅燈の席に行はれ今に尚は堺事件の一紀念となりたるは又た妙ならすや吁々嚴正佛山か如き人にして亦た此の戯作あり蓋し彼の百練の鋼鉄時に指を環るの類にして抑も下等社會に烈擧の概を知らしむる用意を見るに足れり

因に記す著者年少の頃西村氏と共に藩の致道館の學生を以て經義を講究すること幾んと一歳余時に箕浦氏文館助教たり未た親炙教を受けさると雖とも亦た自から師弟の關係を有せり慶應の末両氏隊長に擧けられ不肖亦た砲隊副長を以て前後同しく京師に登る伏見戰爭の後二氏堺の出張を命せられ予某職に轉し兵隊を監して大津に在るの日變報到り佛人砲撃の概況を聞知し轉た慨嘆に堪へさりき越て三月下旬瓜期を以て國に還る八木間作(故陸軍大佐)飯沼某森岡某等同行たり途次大坂を經て堺浦に到り妙國寺に入り十一士烈死の跡を吊し轉して寶珠院に到れは士女參詣織るか如く露店行舗内外に櫛比す門側美麗なる簪を鬻くものあり老幼爭ふ

て之れを購ふ予等就て一見すれは銅線を以て蘇鉄葉を作り上に白木の四方を置き銀紙の短刀に血の点せるを載せたり吁死を忌み血を嫌ふは老幼婦女の常情なり今却て之れを爭ひ求めて頭に飾り喜色愉々乎たり堺事件の天下の嘆慨を惹き十一士の義勇社會の追慕を受くる何そ其れ茲に到れる所謂名譽の花は墓前に咲くとは蓋し其れ之を謂乎

將さに門に入らんとするや忽ち風体商賈の如き壮者十數人件の簪を頭に挿し高聲に彼の「今度堺で土佐の攘夷が大當り」との「よか〱」節を謳ひつゝ内より出來るに童子五七人之れを和し共に一團となりて立去るを見受けたり其早く既に流行せるの一斑を推知せられぬ寺内に入れは本堂上壇の間に十一士の遺物を陳列して縦覽に供し又其の辞世の詩歌及び墓處の圖等を摺物とせるを賣り一人の雛僧口上を述ふ曰く「是れにムり升陣笠黑地に金字にて疾雷暇掩耳あらすと書れたるは箕浦殿の着用にて文字は其御方の手跡なり又あれなる印し布の其疾きこと風の如く其靜如林と書れしも同方の眞筆なり又これなる指揮旗紺絹地中白は箕浦殿伏見戰爭の時敵軍の中にて手柄の節迸り候血汐なり次に是なる黑地に赤の總を結ひ付たる陣笠は西村殿の着用同しく鞭指揮旗も同方の持物今一つの指揮旗は池上殿の持物にて候と聲打ち枯

ちせて説明する体殊勝氣なりき予就て其の摺物一葉を求め之れを讀むに箕浦氏の詩の轉句なる唯令大義云々の令の字書を誤まり今の字となれり予飯沼氏を顧みて曰く詩を讀む位の人は假使此の一字今となるも誰か其の誤刋たるを知らさらん然れとも志士の辭世の詩にして誤りを訂さゝるも遺憾ならずやと一行曰く君一筆の勞を取れと予乃ち雛僧に其の誤謬なることを説き筆を借つて令の字に改め之れを還付し轉して墓處に到れは箕浦氏を第一番に西村氏以下順次に假墓を建てたり予等穿つ處の木履を脱し菓花を献し謹拜し了り一晒すれは本堂後ろなる簷の下に巨大なる甕九個を倒置し下に其の盖に用ゆる切石を据へたり之れを傍人に問へは答へて云ふ是れ即ち橋詰殿以下九士の死体を納むる爲め設けしものなり然るに異人中途にして立去り追て助命の御沙汰に及びし故今は不用となりて如此堺市人此甕を敬崇して生運様と稱し參詣するもの掌を以て之れを撫で以て幸運を祈る又た割腹せられし御方をば御殘念様と稱し御墓に供する香華は御覽の如く積んて丘をなす其の義を感し其の勇を稱し中には流涕嗚咽去る能はざる者ありと告く一行之を聞て轉た今昔の感に堪へざりき

〔十〕　肥藝二藩士厚く九士を待つ　九士の特赦

元祿の昔淺野長矩の遺臣大石良雄等不俱戴天の仇讐吉良義英を討て罪を幕府に竢ちし時細川越中侯に預けられ後終に自裁を命せらる萬延元年三月水戸浪士蓮田市五郎大關和七郎等幕府元老井伊直弼を櫻田門外に要擊し之れを斃せし時亦細川藩へ預けられ又死刑に處せらる今般堺事件に就き土藩士同しく細川藩へ御預けとなりしかは細川藩は斯る稀世の義士仁人を前後三回も我藩へ預けられしは頁に千載の奇遇にて啻に闔藩の名譽ならす抑も又終古士氣振起の一大關鍵なり努め麁略の扱ひあるへからすとて六士引取りの當日より其待遇の鄭寧悃切なる筆紙に罄しかたく深く肝銘せしめたるは土居翁の屢々予に物語りし處なりき今横田辰五郎氏の筆記を藉り左に其の梗概を掲くへし

覺

一細川様御介補隔日に居風呂を立六人入湯致す也
一新調の縞の袷壹枚宛寢衣として出る事
一手拭壹筋宛及白紙若干出る事
一時々菓物類出る事
一夜分三枚蒲團尤敷付共出る事

一飲食物ハ時々隊長毒見致す事
一夜具敷たゝみ御足輕取扱るゝ事
一三度毎に御料理焼物付之事
一便用の節ハ徒士貳三人椽側へ出張り且つ隊長障子際まで出て着坐致事
一日中重詰菓子茶出づる事
一水洗枇杓ハ六人へ不渡時々枇杓を取り徒士より差出す手拭同斷時々取りくるめる事
一椽板に頭を付け挨拶あり右了れハ隊長着坐にて同斷夫より着坐致す二三十人詰合一同に挨拶時々なり
一晝夜寢ず番につき夜に入れハ直ちに六人休足寢間に入る
一御預け中退屈致すべしとて諸の書籍類數卷御留守居役より爲持被下事
一六人の中両三人少々病氣の節直樣醫師呼寄せ同座にて服藥容体病人の外へ藥を被改候樣見分爲致同座にて煎しる事
一病人容態朝廷へ御達に相成る趣なり
六人不成一通御介補に預り候事

扨て亦八番隊の橋詰岡崎川谷の三士ハ藝邸へ御預けになりたるが是れ亦た尋常ならざる扱ひを蒙り前の六士と邸を異にすれども幽囚の中風晨雨夜先づ胸を衝ひて感想し來るは先死十一士の上にして共に哀涙の干く由もなく昨日今日と暮すうち早や一旬も過ぎたるに何の御沙汰もあらされハ這ハ怪しからぬこと哉最早此儘にも成難し今一應伺ひ出んかと思ひしに三月二日両藩重役より通達あり九人の面々ハ出格の御詮議を以て寛典に處せられ死刑御宥免の上國許へ指返さる旨達せられたり仍て明朝七つ時貴藩より請取りの人數立越さるゝ筈なれハ此儀心得られよとのことなれハ九士ハ聞て大いに愕ろき死刑御免は辱なき仕合とは申せとも同志の者十一名は宥免なり難き次第にて自裁被仰付たるへし而るに吾々九人をは只今に到り一死御免の御處置ある ハ本意に背ける次第なり應再の御詮議相願度と云ひけれとも朝命違背は甚と恐れあり兎も角も御處置承畏あるへしとの説諭に是非なく御請して明くれハ三月三日土藩隊長兵士引連れ両藩邸へ立越し厚く禮謝を述べて九士を受取り立別れんとするに両藩士ハ九士の節義俠勇を感稱し頻りに別れを惜まれて酒肴を置きて杯を勸め尚は七菜副膳の饗應あり中にも細川藩は彼の赤穗義士の事水戸志士の事を語り出て前二度の預り人は端なく弊邸にて最後を遂けぬれハ此度も亦た如何あらんと陰かに憂慮したりしに貴藩士の精忠勇義を天神感憐ましましけん助命の御沙汰となりたる喜こべしさ此上海上恙なく歸國を祈りまつるなりと祝しけれは六士はほとくく謝するに言葉なく只常には脆からぬ睫を破りて膝に碎くる一滴に銘肝の誠ぞ顯ハしぬ斯て同月十四日九士は下横目役一人宰領二人に護送せられて木津川口より乘船なし翌十五日千本松を出帆しけるに頃ろハ彌生半浣のことなれは空麗らかに日暖たかく波間に見ゆる沖津島山の霞を籠め幾浦

舟の帆打曳かせて走る氣色なと實とに云ん方なく流石に幽情の洗はるゝ思ひして此儘打過ぎんも余りに無下ならめとて橋詰横田の口吟は斯くなんありける

友綱のはとけて霞む出舟かな　　横田正輝

あとさきを思へハ長き日數哉　　同

空晴れて出舟にきはふ霞かな　　橋詰有道

折節海上濤穩かに風順なりけれハ船ハ眞帆を孕ませつゝ走る程に高知城下浦戸の港へ着きけるハ正に十六日の夜半にして長空の一輪皎々として顏色を照らし明媚の山河歎々として一行を迎ふるに似たり這時故山にある二十士の一家親戚ハ二月十五日六八両隊泉州堺に於て亂暴の佛兵に對し勇々敷攘夷の一擧に及び神州男子の武威を海外に轟かせし由噂ありけれは扨ても壯んなる働き哉名譽は後の世まて傳ハりなんと賞賛の聲湧くか如く今に詳細の報知あるへしとて只管待ちつゝありけるに浮世の善惡の定めなき忽ち達する意外の凶左右堺事件の面々ハ朝命により二月二十三日堺妙國寺に於て割腹被仰付たれは最早今生にて對面なり難し遺書遺髮是れに候とて使の者より差出す間も果すに父母妻子ハ其の驚愕譬ふるにものなく這は何故の割腹ぞ我同國の者にても若し手に余る亂暴せハ开を討取るは兵隊の職掌況して是れは夷狄の奴原討攘ふに不思議やある左るを却て曲者に落し殺すと云ふは何事ぞ情なき御處置よと嘆き悲む婦人等をは親族の人々說き諭し开ハ一應ハ尤もなれと此度の攘夷は皇國の御爲めに忠死を遂けたる次第なれは名は末代の後に遺り天晴武士の龜鑑とも稱へらるへき烈擧なるに何條左のみ愁傷することやあると慰められ漸く涙を拭ひつゝ件の遺髮を柩に收め廳て北邙一片の烟となしゝそ哀れなる

夏峯秋穹須臾に轉す人事果して定常あるか一憂去れは一喜到り一福徂けは一禍來る葢し又た天候に似たり焉去る程に九士は恙なく浦戸港に着船しけるか折しも干潮と云ひ夜中の事なれハ明朝迄汐俟ちして居ける中人を僦ふて留守許へ歸着の由を通知せしむ九士の家々には先きに贈りし遺書に因り今は此の世に無き人と思ひとり一基の位牌に香を点し花を供し念佛唱名の外なかりし處へ浦戸より使ありて死刑寛免を以て國元へ差下され海上無難に着港の旨告げゝれハ余りの意外に何れも夢に夢みし如く忙然として挨拶さへ出さりしそ理りなる左らハ早く向ひの船を出さんとて思ひ〳〵に船を漕き出す此の事誰れ云ふとなく市街近村に傳はれは堺攘夷の人々の顏見んとて我晩れしと押し出す程に松ヶ鼻より以西帶屋町までの途筋ハ人涙打たせて混雜せり

翌十七日となりけれは下横目より一先つ南會所（即ち時の藩廳）へ参るべしとの差圖に隨ひ九士は直に會處へ到れは支配方役人立合にて下横目役一人北の口へ立出て支配方へ九士を引渡す支配方受取りの上何れも類族へ御預けとなりけれは茲に始めて一同歸宅し絶て久しき父母妻子に對面することゝはなりぬ斯くて爾來御處置を待ちけるに彌生の月は散る花と共に名殘なく去りて卯月も過ぎ茂り行く若葉に松の緑も別かぬてふ五月中央となりけるに何の沙汰もなかりしかは何れも心中甚た快よからす思ひ居りしに彼の白圖組九人より書面を以て左の願を出しけり

私共於堺表割腹被仰付孰れも士格の御取扱被仰付候上は遺家に於ては急々御取立可被仰付筈と奉存候今以何等の御沙汰無之且只今類族へ御預け被仰付候者は却て無御處置候て私共は御詮議振りを以て無別儀被仰付彼是疑惑放心罷在候不得止於彼地生死訣別の節被托死跡候者も有之遺言臓腑に徹し日夜痛哭流涕の至りに御坐候間何卒非常の御詮議を以て急々死跡御取立被仰付度奉願候

五月十六日

第六小隊　第八小隊　支配方惣代

（十一）　九士又流刑に處せらる　川谷配所に病歿す

白鐵組が差出せし願文は難なく通過して藩廳重職の机案に上れりと漏れ聞へしかは一同打悦ひて聽許の下るを待ちける處五月廿日に至り親族預けとありたる橋詰愛平岡崎榮兵衛川谷銀太郎竹内民五郎横田辰五郎土居八之助垣内徳太郎武内彌三郎金田時治に明廿一日四つ時南會所へ罷り出つへしとの旨を達せられ尚九名の内實子又たは實父有之者は同日四つ半時出頭あるへしと申渡されける九士は此の呼立を受くるや以謂く我等既に朝命を以て罪科全く宥免せられたる上は白鐵組の願の通り先きに大阪長堀藩邸に於て匆卒の際許容されたる士格御取扱ひのことと更めて仰せ付らるゝならん左らは一旦斷絶せし隊長以下八名の者共の死跡に於ても亦た同様に取り立てらるゝことと疑ひあるへからすと何れも窃かに心中に期しつゝ親戚故舊數十名に送られて一同南會所へ出頭すれは小監察出座にて下横目役より左之條々を申渡されたり

朝廷御沙汰を以て扶持切米被召放渡川限り西へ流罪被仰付候事此上御含みの筋被爲在候而實子有之三人の世忰は於御目附方貳人扶持御切米四石被下置新規兵士に被召抱候事

實子無之六人は於配處御介補として貳人扶持允被成遣幡多中村御藏におゐて被渡遣候事

但袴刀其儘を以て罷越す儀不苦

九士は最前より頭を低れ謹て下横目の讀み上くる條々を聞き居りしか云渡了るや否や何れも面色忽ち變し憤然として席を進め「這は心得ざる仰度されを承るもの哉抑も私共曩きに皇國の御爲に身命を捧けて醜虜を討攘したるの處佛人か申出により妙國寺に於て名譽の最後を遂けんとせしを特別の御詮議を以て一死御宥免の上歸國仰せ付られたるに今日又た更らに流罪の御處置あらんとは實に驚き入りたる次第なり左程重科の者なれは向きに十一人の者等と共に御仕置あるへきに左はなく死を命して又た死を止め無罪を申渡し又た刑に處すとは一圓了解致し難し私共忠義の赤心は素より前後終始同一に候得は重き朝命に對し妄りに違背仕るへきにあらされとも既に出格特別を以て士格御扱にまで仰付られしことなれは最早罪科の御沙汰可有筈これなき身分なるに斯かる御處置に及へるは必す深き理由あるへし又た私共に於て重罪ある儀に候へは彼の白鐵組の者共も同樣處罰相蒙る譯に候處彼等は一点の御咎め無きのみか却つて勤務仰付られしは尤も不審の次第なり右條々伺ひを遂けさる内は輙すく御請け致し難しと憚る處なく述へけれは小監察は最と當惑なる顔色にて「此度の御處置に於ては其許共實に氣の毒の至りなり然れ共朝廷の御趣意は先死十一人の苦痛に準する爲め流罪に處せらるゝ所以なれは不服の點はあるへけれとも何分吾々に免し一歩を讓り呉れられよ且つ假令流罪とは申せとも決して長き年月の間にあらさるへし暫らく相忍んて御請ある樣致され度と頼むか如く告けゝれは義に勇める九士は役人の窮するを見て一笑を漏らし男子一たひ口を啓らく充分に理由を確かめすは徒に止べきに非されとも十一士と苦痛を均ふする意に出てたる御處置とある上は復た深く論辯を欲せす此度に於ては曲けて御受け致すへしとて乃ち承長の旨を述へ直ちに袴を穿ち刀を横へつゝ立出る(流罪の帶劍着袴は此迄本藩に例なきことなれとも此の九士は一種事情を殊にせるを以て斯くは許容せられしとぞ) 然るに九士は久しく幽居せし爲めに身体疲憊の上意外の宣告を受けしかは心中快々として愜しからす步行甚た懶うくや思ひけん土佐郡朝倉村に到りし時足痛の由斷りて何れも轎にうち乘り遥々と配所の地へと送られぬ

此時藩廳の命を奉し下横目役より幡多郡入田村庄屋宇賀祐之進へ下知せられし書面は下の如し

覺

橋詰愛平

○九士又流刑に處せらる　川谷配所に病歿す

岡崎榮兵衛
川谷銀太郎
武内民五郎
横田辰五郎
土居八之助
垣内德太郎
金田時治
武内彌三郎

御扶持切米被召放渡川限り西へ流罪

右者 朝廷御沙汰を以て

右之通被仰付宰領足輕差添へ其許へ被遣候條其心得可有首尾尤其旨始末可被差越候以上

慶應四辰年五月廿一日

下横目
恕助
精助

入田村庄屋
宇賀祐之進殿

堺事件の措置たる政府前後外人の請求に應し一つは非理の刃に屠らしめ一つは卒然感情の間に助命せしむ然れとも是或外交上に關する當年の時勢已むを得すと云はゝ夫れ或は然らん獨り此の流刑に於ては固より外人干渉の外にありて且つ既に出格寛典を以て赦免歸國せしめたるに事茲に及ふ抑も何の刑律何の理由を以て之れを斷せしや蓋し當局者以為く彼の九士十一士と同一自刃すへき暴擧者なり其の一旦助命せらるゝも尚罪流に當れりと吁果して然らんか彼れ白鐵組は如何神前の籤によりて助命すると外人請乞の上朝命を以て助命すると其の差異幾はくそや然るに一つは嘗たに罪を加へさるのみならす擧けて藩務を奉せしめ一は流刑に處す處斷公正を缺くといふも過言にあらさるなり

去る程に九士は日を經て幡多郡入田村に着しけれは庄屋宇賀祐之進か計らいとして同村農家を借りて一人充謫居せしめけるが數日の後一棟の空家出來にけれは是れ幸ひと八人其家に引移り同居なし横田一人は同處より三里隔てし西部なる有岡村法華宗眞靜寺住職は俗縁の因みありけれは同寺に徙り居たりける去れは斯かる偏土の賤か舍に檐洩る月を眺めては吾等か身は一點の雲翳なきことと尚此の月光の如くなりしに佛奴の爲め死に勝さりたる重科に處せられ故郷に歸

り父母妻子團欒の樂みを視ることも能はす幽鬱に消光することか倍々往事を追慨し悲憤の齒を切はると共に念々忘る能はざるは十一士の上にして我等の今日の有様を冥府に於て見聞せは如何に云甲斐なき憶病者と爪弾きせられなん若し此儘配處の土と化し去らは何の面目あつて地下に十一士に見えんやと熱涙潸然として袖をひたす其の胸中推測せられて實に慰藉しかぬる狀況にてありける偖て九士は徒らに往事を追懐して女々敷墜涙に日を送くるも言甲斐なし責めては僧を請して十一士の靈魂を吊らひ又た一つには文武の庭を開き近村の若夫に及ぼさん限りの教示せんとて聽て彼の有岡村なる眞靜寺に到つて住持の僧に事由を語り讀經念佛を頼み香華を供へ念頃に菩提を吊ひしそ難有けれ次の日よりは一室を取り拂つて假りに道場に充て土居八之助武內彌三郎の二人は日々村民の子弟を集めて撃劍を指南すれは武內民五郎は四書なんとの素讀を敎へ其の他の人々夫々嗜める技藝を以て敎授をなし聊か幽愁を消遣する便りともなり且つは身体の健康を養ひけり

抑も此の入田村近傍は温熱の土地にして夏時往々疫病流行することありけるが不幸にも土居横田川谷の三氏は端なく病魔に犯されて共に枕に就ける土居の妻女は良人配處にて疫疾に惱めると聞くや香美郡夜須村より取物もとり敢す婦人なからも晝夜兼行の勞を厭はす馳せ付けて終日終夜枕邊にありて湯藥に心を用ひ看護怠りなかりし甲斐ありて追日快愉に移りける中にも哀れなりしは横田の子息常次郎當年甫めて九歳なりしか父の病氣と聞きしより子供心にも一方ならす思ひ案じ折節母も亦た病床に臥し他に往くへき親族なければ某を行りてたへと母に請ひて遥々と三十里外の長の旅路をたとりゆく彼の石動丸の孝心にもおさ〳〵劣らぬ美事なりと感せぬ人はなかりしとそ浩る程に他の八士をして忽ち萬斛の涙を濺かせ悲絶慘絶の哀悼に至らしむ物語りそ出來にける日頃剛壮果決を以て聞へたる川谷銀太郎は過くる八月十五日隣村具同村にて宮相撲興行の時八士と共に見物に赴きしに當日入田村の方は何れも取り負けて最早續つくべきものなきを見て對手はいとはこりがはに罵り立つるを銀太郎其面附き心憎う思ひけん固より腕に覺へあることなれは平生の俠氣禁する能はす跳り出て立合ひしか何の苦もなく土俵の外に投け出し續て入替り入替り勝負を爭ふ若者を二十人迄倒せし上其の頃來合せ居たる大坂關脇の大力士嶽岡の駒が岳とて仁王を欺く大漢と最後の立合となりけるに川谷が力や强かりけん是れをも土俵の眞中に投倒せしかは滿場の喝采崩るゝばかり見る人舌を捲きて其の怪力に愕ろかぬ

○九士又流刑に處せらる　川谷配所に病歿す

はなかりしとぞ聞へし豪の者なりしが二豎の爲めには四十八手も施こすに由なく病魔之鉄拳も拉しぐ能はす醫藥何くれ心の届く丈けの治療をなしゝかど佛者の所謂定業にや廿六歳を一期とし徂て歸らぬ十萬億土の旅に就きしこそ無殘なれ今迄休戚否樂を偕にせし八士の悲傷筆紙に盡すべうもあらす庄屋村人の力を仮り次の日遺骸を埋葬せしは實に明治元年九月五日のことなりける

〔十二〕 御即位に依て九士赦免せらる

浩て八士は一憂去らさるに又た一悲を蒞し轉た運命の轗軻不遇を嘆しつゝ幽愁の烏兎を送るはとに草木の上も悲しきと云ふめる秋も過き殘る色なき霜枯れの冬も中旬となりけるに八士か一陽來復の期や漸くに至りけん高知支配方より庄屋宇賀祐之進へ宛て左の通り達しそ到來しける

覺

橋詰愛平
岡崎榮兵衛
川谷銀太郎
武内民五郎
横田辰五郎
土居八之助
垣内德太郎
金田時治
武内彌三郎

右之者御目附方御用之趣申來候條來る廿日より向々當役場へ罷出候樣申通辞ゝ作配可有候以上

十一月十七日　　目附方

入田村庄屋
宇賀祐之進殿

又た九士へも別に左の如き達ありたり

此度御目附方御用之趣を以て一同御呼立被仰付其筋地下役手前御下知相成候條其心得有之當役場へ可被罷出候以上

十一月十七日　　目附方

（九名名前略す）

八士は此の達を見るより欣然たる愉色面に顯はれ是れ單へに歸住免恕の事にあらん此度こそ吾々多年の愁眉を開き宿望達する春に逢へるならんと打語りつゝ直に歸高の支度をなし先つ入田村の庄屋許に立越して長の間の厄介かけつる禮を述へ夫より打ち連れて川谷銀太郎が墳墓へ詣て香を炷き花を供へ叉手生ける人に言ふ如く「此度御目附方より御用の趣きを以て吾々一同を御呼返し被仰付たり察する處豫ねて御聞屆ありし上なれは今こそ士格御取立の恩命下り宿昔の功勞茲に表はれ多年の寃罪茲に晴れなんと思ふなり貴殿存生なれは共に手を携へて悦はしき歸鄕の途に上るべきに今や不幸にも幽明境を隔てゝ貴殿一人此の恩命に洩るゝとは遺憾山の如し然れとも川谷氏よ貴殿は是れ皇國の爲め外夷の暴横を鎭制し一死以て國に殉せし一人なるぞ去れは身は空しく偏土の配處に埋むとも名は赫々として千秋の後に傳はらん貴殿請ふ瞑目せられよ」と異口同音に告悃ろに慰めて起たんとすれは暮色荒涼寒山無常の音幾杵晩風に響き樹草傷み鳥雀愁ひ幽魂髣髴喚へは將さに答へんとす一行悵然去らんとして去る能はす顧祠停徊潸として薙露袖に溢る

山亭水驛三十余里幾多の嶮岨に送迎せられて八士は漸やく十一月廿七日高知表へ到着し旅中の

疲勞を忍ひつゝ目附役場へ出頭し御用召に因り一同出頭仕候と申述へけるに例の小監察及ひ下横目出張あり書面を以て左之通り申渡されたり

兵士横田景之進父

横　田　辰　五　郎

右之者今般

御即位御祝式に被當思召歸住御免之上兵士横田景之進家父に被仰付以前之年數被繼遣之

兵士土居木工馬養育父

土　居　八　之　助

右之者今般

御即位御祝式に被當思召歸住御免之上兵士土居木工馬家父に被仰付以前之年數被繼遣之

右の外六人畧之

八士は申渡しを聞て頭を傾むけ不審の体なりしか聽て書面を受取り熟覽するや否や満面忽ち朱を濺き勃然として怒聲鋭とく「恐れなから此の仰せ渡されは一圓領了仕らす抑〻私共先般堺表

（御即位に依て九十赦免せらる

に於て攘夷の次第は今更事新らしく申上けずとも相分りたる通り佛人乱暴に相違無之處如何なる御評議にや却て私共を以て曲者と認められたるに付き大坂長堀藩邸に於て大御目付中初め御重役中へ御伺ひに及ひし砌り即今各國御交際御一新被爲在候折柄に付公法を以て御處置被仰付今日堺表にて切腹仕るへく旨申渡されたれは何れも皇國の御爲めと存込み御受け致す樣御諭しに預り私共皇國の御爲め身を殺し候に於ては固より辞し奉るへき儀無之候へとも已に殉國の者と御認め相成る上は亦た出格の御取計らいあるへき筈に候はすやと御尋に及ひしか其儀は何れも士格に御取立仰せ付らるへけれは只今より左樣相心得苦しからず尚は望みあらは遠慮なく申出てよとの辱なき恩命を蒙り乃ち一の歎願仕り候處卽命を以て御許容これあり夫より妙國寺へ立越し順次割腹仕る中佛人恐怖悔悟するの結果は遂に出格寛典の特赦と相成歸國仕りたるに何そ圖らん再ひ又流罪の御處置あらんとは當時其理由相伺へは死せる十一士と苦痛を準しくせん御趣意とのこと故渡川以西に謫居罷在り此度辱けなくも御卽位御祝式に被當思召歸住御免相成りたる柄は前顯士格御取立の儀必定仰せ渡さるならんと心得へしに又もや其の沙汰に及はれさるは實に不都合の御處置にて吾々を欺むき一時の激昂を和めん爲めの御計らいかと存せられ甚た口惜き次第なり此義明らかに御示し仰付られ度候なりと詰玄りけれは有司は言葉を和らけ其の不審は一々尤もに聞ゆれとも今や關東征伐の折柄にては此儀御評儀に遑なけれは右征討事終り次第從軍の諸士と共に其許等も賞典あるへけれは心靜かに相待つへしと諭し慰むること頻りなれは元より忠義一途の人々只顧朝旨の重きを恭遵し其儘承畏なして罷りける恁て翌二年奥羽の亂も全く戡定の功を奏し世は泰平を謳歌する御代とあり渠の東征の兵士も歸軍の上それぞれ賞勳慰勞の恩典に浴するとなりけるに遂に九士には何等の沙汰もあらざりしと云

先是十一士の割腹するや箕浦は男子なきを以て家名絶斷し其の女子孤となり尚幼なし親族某氏に養はる西村は其父早く沒し祖父尚老衰に臻らす左平次承祖家に當りしが死後家督をは祖父へ復せらるゝ其他小頭以下兵士の面々は實子幼少なるも親規兵士等に抱へられ成長の後何れも勤務せり蹤へて明治三年午の三月に至り箕浦同姓箕浦幸藏次男楠吉を召出し左の如く申渡されたり

幸藏二男
箕浦楠吉

◎御卽位に依て九士赦免せらる

右御用之儀有之候間廡上下着明七日四つ時政府へ罷り出候樣尤も幼年にて難出候はヽ近族の中一人右同服着可罷出旨彼是被申聞其節其方同道可有候以上

三月六日　　奉行職　深尾弘人

組頭　野本喜久馬殿

別紙之通に候條其御心得御申聞可被成尤右爲御請傳達司役場へ可被相勤且別紙可被差返候以上

三月十一日　　野本喜久馬

箕浦早水殿

是れに由て箕浦の親戚幼少なる楠吉を伴ひ政府へ出頭なしけるに左の如き猪之吉家名繼續をぞ許されぬ

右は御詮議振りを以て同苗猪之吉家名被立還御印記之通被仰之

三月八日　　箕浦楠吉

右は三等下席に被仰付七石三斗被下置候

猪之吉の家名は明治元年斷絕以來三年の今日迄祖先不祀の鬼たりしか玆に到りて烈士の家始めて血食祭祀するを得たり同日箕浦幸藏は二男楠吉猪之吉跡目相續を辱ふせしにより左の願書を組頭迄差出せり

私同姓箕浦猪之吉儀跡目斷絕被仰付罷在候處此度御慈惠之御詮議振りを以て箕浦楠吉へ猪之吉家名被立替難有仕合奉存候然るに猪之吉娘當年七歲に相成候處此者成人の後楠吉へ配偶爲仕度奉願候

右之趣宜敷御取成被下度奉願候以上

午月八日　　箕浦幸藏

野本喜久馬殿

此願書は直ちに藩廳の聞届となり猪之吉娘は成長の後楠吉に配偶し爾來文學を修し師範學校に入りて業を卒へ目下縣下某村の小學教員を奉職す又左平次は子無きを以て祖父克平親族覓某を養子とし後其家を襲がしむと云ふ

○御即位に依て九士赦免せらる

後篇

助命八士の略歴

堺烈擧に與りし者六八両隊の兵士凡そ七十三名なりと雖とも上裁を受けたる十六名白鑑當りの九名を除くの外は概ね卑屈怯懦取るに足らす今本書の紙尾に於て殊に叙せさるへからさるも助命八士の略歴ありとす

金田時治　は歸住免許の後歩兵隊に組入れられ日々城下南河磧に於て練兵に從事しけるが明治元年十二月廿日練兵場にて吐血し病危篤に及ひけれは旅宿に引取り醫療を加ふれとも効なく終に沒す時治妻子なし依て實弟某より死跡相續を出願せりといふ

武内民五郎　は歸住免恕の後歩兵隊に入り尋で同隊の軍曹となり東京に上り後ち東京府の屬官に擧けられ會計の事務を擔任す居ること數月にして管金五百圓紛失す捜索すれとも處在を知る能わす民五郎奮慨責を引いて自殺す踰て三日其金を竊取せし賊執へらる聞く者其死を悼惜す

橋詰愛平　岡崎榮兵衛　二人常に十一士の寃枉を開く能はす佛奴の爲めに官祭の榮を得さるを嘆慨しけるか明治二十二年の秋幽鬱竟に病をなし共に血を吐いて死す

以上四名既に天涯不歸の客となり殘るは土居八之助横田辰五郎垣内德太郎竹内彌三郎の四名とす

横田辰五郎(現時正輝と稱す)　は年七十に余り現時土佐郡潮江村にあり老疾に罹り起居不如意なり嘗て堺事件の處置は當局者の九士を欺瞞せしものとし痛憤の余り竟に泉州堺土藩攘夷實記と題する一書を編み之れに數個の畫圖を加へ以て世の該事件を誤認するものに示せり余が本書を編著する亦た參考を是れに採れり

垣内德太郎(現時義行と稱す)　本年四十六歳現時長岡郡西野地村に住す同人亦た一書を作る細川淺野両藩へ御預けの時より歸住免恕までの顛末を記し名づけて泉州堺事件實錄といふ

竹内彌三郎(今榮久と稱す)　本年四十九歳歸住免恕の後高知に住し諸名流と交を訂し立志社設立の頃其社員となり代言業に從事せしが現時宮崎縣宮崎に於て同縣組合代言會の副會頭たり

土居八之助(今盛義と稱す)　高知市中島丁に住す本年七十有三近年「レウマチス」を患ひ手足の關節差々自在ならさるも尚は矍鑠として常に劍を擊ち刀を掉ふ當年の意氣未た衰へさるが如し聞く土居は去る明治十三年三月泉州妙國寶珠の二寺に詣りけるに物變り星移り世は滔々たる

文明の進潮に伴ひ四民昇平を謳歌する時代なりしも白楊風に瞬たき荒堂茅草茂り當時の慘狀陰々として翁の目前に横る翁潸然として悲涙の頤に交はり九腸爲めに抉くるか加く殆んど人事を辨せさらんとす既にして自から志氣を鼓舞し墓前に進み向つて云ふ樣は嗚呼十一士の尊靈よ請ふ土居八之助の言を聽納せられよ僕十有余年の前諸君と共に佛奴砲撃の一擧に及ひしに朝命を以て當處に割腹せしめらる諸君等潔よく刃に伏し僕等相尋いて諸君と泉下に伴はんとせし處何そ料らん自刃中止の上助命の沙汰あらんとは吁々生や何の恩ぞ死や何の咎ぞ然れども是れ朝命なり從はずんはあるべからず僕豈に一日も諸君の憤死を忘れんや一朝外際を啓くの日は僕誓つて彼れ髯虜が頭を斫り之を墓前に架け以て聊か諸君の靈を慰さめん僕固より駑下且つ老たりと雖ども報國の赤心安くんぞ衰退せん諸君幸ひに此意を察せよと告げ畢りて歸國しけるより爾來擊劍に從事し刀法を研磨すること十年一日の如く近年大に感する處ありて十一士の事蹟を蒐輯し一冊として之れを同志に頒ち將た十一士の靈の未た祭らざるを嘆きしこと久しかりしが廿五年三月谷中將歸省せられしと聞くや以謂らく將軍は信義の人面謁以て我が赤誠を縷述せは豈に聽かれざらんやと直ちに久万の邸を叩き謁を得て堺事件の顛末を語り靖國神社へ合祭の恩典あらんことを請願せんとするの熱望を詳述しければ將軍大いに翁の篤志を感せられ贊成の旨を告げられしが爾來大いに是事に盡力ありて同年九月再び歸省の際には終に自から其の歎願書の文案を作られ又た人をして佛兵と交渉の顛末をも略記せしめ土居翁に付しければ翁雀躍深く將軍の高義を謝し乃ち同願書及顛末記をは當時の高知縣知事丸岡莞爾氏に差出し縣知事之を受理せらるゝに至れりと云ふ

高知縣高知市中島町住土居盛義氏は多年殉難の士の功顯の空きを憂ひ其神靈を靖國神社に當年暮の大祭には合祭の功を奏せんと晝夜を論せず高老の厭ひもなく種々盡力中の場合にして先般此事に關しては谷將軍の深く盡力を要せられ就中前の丸岡高知縣知事も又當石田高知縣知事並に高知市助役渡邊永綱氏等の盡力一ト方ならず本年十二月迄には必ず其事の成就を見るに至らん既に當年十月土方宮内大臣の高知縣に歸省せらるゝに當り堺事件の義に付土居盛義が常の盡力なる事を聞及ばれ大臣にも大に感動せられ土居盛義を親く面謁の榮を忝ふし土居氏に於ても欣喜雀躍の至りに不堪直ちに土方大臣に拜謁し其事實具に申述べられたれは大臣には其當時の事を回顧せられ深く感歎せられ我亦盡力すへしとの仁命を忝ふし該堺事件の實錄出版の上は直ちに送本せよとの命を蒙り盛義氏に於ては暫く感涙に咽び深く其厚意を拜謝して歸られたり

○両隊長の略歴

箕浦元章

性源通稱猪之吉仙山ト號ス

一高知縣士族舊高知藩士族扈從格土佐國土佐郡潮江村住居家祿五人扶持切府拾五石

一弘化元年十一月十一日仝所ニ生ル死スル年二十五

一祖父忠平万次郎母梅依田氏

一安政四年十一月父ニ從ヒ江戸ニ遊學シ万延元年三月容堂老公ニ品川藩邸ニ侍讀ス同十一月皈國爾後國ニアリテ文舘助敎トナリ後老公ノ扈從タルヿ七八年其間秩祿ヲ進メラレテ馬廻（舊藩士ノ上班）格トナル慶應三年十一月藩ノ歩兵小隊司令ヲ以テ上京ス明治元年二月同職ヲ以テ泉州堺警衛ヲ命セラレ出張中仝十五日佛國人陸路ヨリ堺ヘ來ルヲ大和橋ニ於テ差止メ之ヲ大阪ニ引還セシム

一仝日七ツ時佛人「バッテイラ」ヲ以テ堺港ニ乘込ミ港内ヲ測量シ遂ニ上陸亂暴ニ及ブヲ以テ直チニ出兵佛人二人ヲ抑留セントス佛人隙ヲ窺ヒテ遁レ我隊旗ヲ奪ヒ去ル此ニ於テ兵卒ヲ指揮シテ之ヲ砲撃ス佛人十七人ノ中即死數名手負皆水ニ溺レ死ス逃レ去ル者唯一人ナリト云フ

一仝廿三日仝所妙國寺ニ於テ死ヲ賜フ寳珠院ニ埋葬ス初メ死ヲ賜フノ命アルヤ元章氏同ト共ニ請フテ曰配下ニハ罪ナシ罪ハ我ニアリ請フ我等二人ヲ殺シ配下ヲ助ケヨト死スル前夜置酒滿酔鼾聲雷ノ如シ元章母アリ人之ニ書ヲ贈ランヿヲ勸ム元章曰書ヲ贈クルハ悲歎ヲ貽スナリ贈ラサルニ如カス且曰母素ヨリ虚弱近年多病僕ガ死ヲ聞カハ歎キ痵ニ就キ終ニ命ヲ縮ムルハ必然ナリト思ヘハ實ニ憂苦ニ堪ヘズ我モシ男兒アラハ聊カ母ノ氣ヲ慰ムヘキニ是非モナキヿナリト元章幼ニシテ岐嶷長シテ慷慨音吐鐘ノ如ク議論風生性學ヲ好ム其書ヲ讀ム一日數寸一目五行並ヒ下ル一タヒ目ヲ過クルノ書ハ能ク記シ能ク誦ス又善ク文ヲ屬シ詩ニ長シ兼テ書ニ巧ミニシテ最モ草書ニ妙ナリ家素ヨリ貧平生惡衣惡食能ク窮苦ニ堪フ而シテ邑ノ利病ニ尽ス故ヲ以テ邑人悦服ス其親ニ事ル至孝其父ヲ喪スル哀毀ヲ極ム嘉永四年甫メテ八歳怜悧ノ聞ヘアルヲ以テ初メテ容堂公（時ニ舊藩主タリ）ニ謁ス後屢々從侍シ其寵遇ヲ受ク公文士ヲ會スル毎ニ元章與カラサルナシ其詩賦ヲ命セラレ筆ヲ援テ立トコロニ就ル其難問アル聲ニ應シテ之ニ對フ公甚タ之ヲ異トス警急艱危ノ際ニ在リト雖𪜈亦文章ヲ言ハズンバアラス死ニ赴クノ途中自若トシテ吟嘯ノ聲絶タスト云常ニ歎息シテ曰窃ニ想フニ當今ノ勢攘夷必ラス成ルヘカラス或ハ幕府ヲ覆ヘスノ後ニ至ラハ堂上ノ人モ當時有志ト唱フルモ必ス色ニ耽リ酒ニ湎メ奢侈因循ニ陷リ洋夷ノ術中ヲ免カルヽ能ハサルヘシ故ニ正

義ノ士ハ早ク死セサレハ徒ニ憤怒スル而已ニテ如何トモスヘカラサルニ至ラント慶應ノ末元章同志數名ト連署シテ容堂老公ニ建白シ大義名分ヲ論スルヿ切ナリ人或ヒハ元章ヲ目スルニ佐幕派ヲ以テスル者アリ然レ𪜈元章ノ堺ニアルノ日朝廷錦旗ヲ土藩ニ賜ヒ松山高松二藩征討ノ擧アルヤ自己其撰ニ當ラサルヲ遺憾トシ後又東征ノ大擧ヲ聞クヤ復タ其軍旗ニ與カラズシテ今日斯ル偏陬ニ盜賊番スルハ實ニ言甲斐ナシトテ頗フル嘆慨シケル等ノ事アリ是ヲ以テ推スモ元章決シテ佐幕主義ノ人ニアラズ要スルニ過激討幕派トハ其所見ヲ異ニセルヲ以テ或ハ其論スル所ノ一端ヲ聞キ經卒誤認セルニ外ナラサル耳

箕浦元章割腹ノ前國許親戚へ贈りたる書翰

一筆啓上仕候先以被成御揃益御安祥可被成御座目出度御事に奉存候私儀泉州堺に相詰居候中去る十五日佛蘭西人堺表通行之由町年寄より會所へ申出候を以て杉紀平太(御目付役也)殿より被呼立參候處右噂に今日夷人通行之趣に候處總て外國係役場より(當時宇和島侯御總裁)表立御掛合無之候に付通し申間敷依りて〆時刻を計り大和橋(堺の北詰)人數を引卒可致差圖に付出張致候中果して佛人へ通辯官等附屬を以て來り候に付西村左平次と猪之吉の隊は橋本に立置き夫より紀平太殿と生駒清次二人より應接終に宇和島侯より表立御沙汰無之内は通行を不許と云差返申候追て其日七つ頃堺港へ夷人バッテイラを乘込亂暴に及候段市中之者より注進有之候に付直樣出兵仕候處果して夷人兩人上陸致候に付詮議致候處別紙達書之通にて婦人を捕らへ狼藉甚しく或は神社佛殿へ亂入し候樣の次第に付不得已砲擊に及申候彼凡十余艘に乘組中六人は即死四人〆手疵を負ひ候樣見屆申候扨夫より盡く不殺して御目附役の指圖故引取候御目附役の不審之筋〆役場より未だ下知不致内に擊つとは如何と被問候に付固より其儀〆當然に候得共事之差迫りたる時は不得止御下知を待に暇無御座と相答へ已に別紙にも認候通に御座候右應答相濟清次は直樣宇和島侯へ屆に參り下横目一人京都へ注進として罷越申候杉氏申すに〆斯く相成候上は何れ當夜數艘參り可申候に付其用意致し猶又彈藥等急々取整可申段下知有之候に付右調方致し且海岸へも遠見の人數を少々差遣し全隊〆本陣に扣申内夷人數艘バッテイラを乘込來り候段注進有之故再人數を差出候處實報にて無之海上至極穩か故人々引取歸り申候此前肝煎京師へ差立彈藥と大砲を御差立被仰付度申遣す手首尾仕候夫より其夜〆何事も無御座同十六日朝早々杉氏より掛合來る今日堺表人數引揚け大坂藏屋敷へ屯聚致へく段宇和島侯より御沙汰有之則其支度致し堺陣營引揚け八ッ時頃長堀御屋敷迄引取申候其節迄に宇和島侯より度々堺へ御使立越右事

件問合之由然れとも杉氏の考には兎角京師より可然重役下坂之上其仁より委細御屆に及候得ヽ工面宜敷に付相待居候得共夜に入迄誰一人も下坂に不相成其內又々御使者來り軍監或は隊長の中御呼立に相成候に付最早不得止杉氏出勤致申候其節石川石之助殿名前を以て昨日之一件委細書認め及御屆候處右書取にては逐一の處不相分を以杉氏へ迄被差返猶認替へ可差出と御沙汰に付退殿の由に御坐候同夜左平次猪之吉兩人より砲擊に及候處存之書付委細に認め差出し卽別紙にて御坐候猶宇和島侯よりも御詰問被仰付候はゞ可罷出相含居候段申出候其の仔細は元來杉氏差圖無之內發砲致候段に付銘々之存意を認めて差出候故にて御坐候翌十七日に相成候處どうか昨夜半林龜吉殿谷兎毛下阪之由追々隼人殿にも御下阪被成候扨杉氏ヽ兎角に彼の下知を不下內發砲に及候を以やねり候に付猪之吉答候は其儀ヽ御役場の御下知に背くと申にてヽ無御坐一体事の急なる時ヽ於伏見も君命を不待して及戰爭候例も有之候へとも決して君命に背き候と申にては無御坐候時勢の緩急御察可被下と答置申候扨今夕迄は中仕の家に居候處御邸內へ屯聚可仕段林監察指圖に付夜に入り杉生駒兩氏も同樣御殿內へ引移り銃卒も同しく押込申候同十八日に到り不存寄西村左平次と二人勤事扣被申付段長尾太郞兵衛立越演舌に及申候（太郞兵衛は昨日人數を帥ひ京師より下阪）配下も一同御門留め被仰付候斯く相成候上は何れ此度は暴擧と御見付と相察し實に恐入居申候乍併於兩人は別紙屆書之通聊か暴發とは存し不申候故若談判等有り敷候へは夷人へなり共直に及談判可申と存込居申候乍去配下は隊長の命を受け致候物を斯く被仰付實に何の罪かあらんと存し氣の毒を極め候得共辨解も出來不申此己當惑仕候然れとも怨みて居候者も無御坐此れは一つの仕合にて御坐候其中小南氏も先刻下阪に相成候故追々談判にも及可申と相察居申候此度ヽ如何樣被仰付候歟決而於心中道理相屈不申候故自若として決心仕罷在申候先日迄之處逐一貴所樣へ迄申上候に付留守之者へ直樣爲御聞被遣度奉希候又別紙御細讀可被成候餘事は他日を期し申候恐惶謹言

二月十八日認

猪之吉

宮代八樣

猶以て留守之者並御姑樣なと大に御氣遣と奉存候故此度こそは大に御勵し被遣度ヶ樣の事は目之前の事故不足恠段御申可被遣候

○箕浦元章

○

策　畧（以下文詩元章遺稿中より抄出す）

臣聞先人有奪人之心矣、夫欲奪人之心、則非於彼未知之前而我熟知之則不能也、雖然知既然之勢易、知未然之勢難、況乎天下之事、似然而不然、與似然而然者、其間不容髮矣、而獨明君英主、能逆覩之、是以每擧一事、未必不先天下也、夫先天下、卽所以奪天下之人心也、暗君庸主、則非惟不能知未然之勢、而勢既然之後、猶且不能見其利害得失、況其以似然而不然與、似不然而然者之間、何以能辨之哉、欲擧一事、而恐人不與、而已獨立、以此踟躕逡巡則不敢發、徒熟視天下之所爲、則以爲信然、務摸倣之、而不知彼今然之後不然、故我先信而然之、事後果皆不然也、遂失天下之要、終身不過從人後耳、至甚禍伏前而不知、憂乘後而不省、梁武帝隋煬帝是也、今也明君之上、才臣列下、乃於先天下奪天下之人心、無復難也、雖然非務行其道、則臣見其難也、何謂其道、曰達于四海、聞於天下、而人無得而非議焉、是也、臣聞兵庫開港之擧、其期在近、若其期至則夷虜蹈其素約來迫必矣、然而天下之諸侯、雖持其不可、未有確然大議以陳其不可開者也、臣以謂當此時、國家擧既然之大患、以證未然之深憂、敢條奏之、以痛陳其不可、則是足以先天下而奪天下之人心也、臣請策之、夫兵庫四通八達之地、與浪速同、當天下之衝要、而司爲王畿之心腹矣、其不可聽夷船進港、非徒若東海比也、苟一開、兵庫則是無王國也、何以言之、當癸丑甲寅之際、虜不過纔請開相豆僻遠津港耳、當時幕議許之、不省、而虜知我綱紀之弛也、爾後覬覦不已、猖獗益甚、請假土地、輙許焉、請朝覇府、輙許焉、既也、若夫一開兵庫之港、則虜必求借要地、借要地而不禁、則求建商館、建商館而不制、則横行畿內、然之勢已如此矣、至今欲禁之亦勢之不可爲者、猶横行江戸必矣、果如此、則虞固希趨

闕庭接音容久矣則必至入朝、當是時欲禁之、勢亦猶覇府之不能制也、則使虜入朝乎、祖宗數千年之瑤闕玉墀、悉汚于腥羶、使

天子與禽

歟相對爲賓主之位、噫是雖未然之勢、今日之最易見者也、臣故曰、開兵庫則是無王國也、雖然今天下雷同於開港之議者居半、而其首唱之者、如薩國諸鎭、彼皆非不知開港之不然、惟其暫稱然者、非信然也、盖其心必有待天下風靡於開港之議耳、苟然則及此時翻然改之、毅然唱鎖港之大典、欲以先天下奪天下人之心、故彼所唱似然而不然者、開港是也、似不然而然者、鎖港是也、是豈非臣所謂彼今然之、後果不然者哉、今也國家宜先彼未發、而開陳此議、則達于四海、聞於天下、而誰能得而非議之哉、是我則先天下、而奪天下之人心也、雖然非徒所安坐而可爲也、壹反其本矣、非賢良方正不能以匡政令、非忠直剛毅不能以進讜言、非勇雄果敢不能以臨敵地、非英略大度不能以運籌策、非聰明睿知、不能以察知敵情、非特操達識、不能以決大義、臣謂方今國家之選擧、無急於此數者也、雖然非用非常之選則不可也、若果用非常之選、則此數者將爭先應召、決不憂乏也、於是擧而用之、則因循姑息、何以不化、盤樂怠傲何以不改、便佞諂諛、何以不退、姦猾桀黠、何以不黜、愞怯弱劣、何以不奮、迂邪矯曲、何以不熄、於是大發號令以定國是、示以敵愾之大義、是臣所謂其本者是也、盖其本已立矣、何患於其道之或不行哉、夫然後可以發大議也、可以擧大義也、可以奪天下之人心也、抑無他惟在明君英主逆覩未然之勢爾、

濟時策（慶應二年丙寅老公敎）

能濟時之君必不濟之于不可濟之時、而濟之于可濟之時也、夫可濟與不可濟之形、何以知之、曰觀天下元氣之存與不存、可以知也、天下猶一人也、元氣亡、則不可一日立、盖病魔之於人也、必乘元氣衰弱之隙而來侵、若夫心盛体强、元氣奮張、則雖有厲鬼、莫之能侵、夷狄於中國、亦猶如此、必窺其元氣衰弱之機、而來侵焉、世論者皆曰、天下方泰方平、四夷來王、臣謂不然、今之謂泰且平者、皆如秦檜劉豫者也、烏知其不終有賣國哉、伏惟方今天下之勢、亦若爲野狐所魅、其患深入腹肺、心思爲之漸狂、

血肉爲之益耗、精力殆尽、氣息欲絕、不可不濟者、此患是也、天下昇平日久、是以元氣日益衰弱、至癸丑甲寅之際而極矣、當是時、四夷交來、嫚侮覬覦至不敬也、而廟議不省、遇之加厚焉、乃假以都下形勝之地、金絮采繒以供其貪饕、人畜土木以供其糧與役、自是以來物價漸爲騰沸之勢、而重之兵塵日起于所在、是以民不致聊生也、臣故曰、爲野狐所魅、其深入腹肺也、而猶謂天下方泰方平、甚惑矣、夫元氣既乏矣、而久爲此狐所魅矣、今不濟則無復可濟之時也、雖然固非因循苟且之所能爲、必施非常之令、而後其大効可見矣、抑非常之令、非出至誠則不可得而行也、昔王安石立新法、以動搖一時、而其法不果行也、何哉、有濟時之名、而無濟時之實、況後世新進銑果之徒、特欲賣己之功名、則務改舊制、而立新法者、豈眞濟時之實哉、何以言之、曰言若及折衝禦侮之事、則卒貪一時之安、而貽百代之害、憚期月之勞、而忘千載之憂、是以天下之勢、日趨亡、而不可回也、臣竊常有歎于此矣、因譴陳濟時之策、方今之務、明君斷之、上先黜險邪陰猾之吏、而求仁賢英知之輔弼、而決壅蔽、通言路、則上之所令、得以下達、而下之所獻、得以上聞、然後上下一矣、於是發以公明正大之政、導以禮義廉恥之風、由此以激昂天下偷安怠惰之氣、黜虛名、而求實効、以示大有爲之實、果如此、則一時豪傑之士、爭先而進、知者願効、其謀、勇者願致其死、惟然故天下之元氣一奮、然後腹肺之患始可濟也、金絮采繒不可勝用也、物價可待日而平也、兵塵可歛也、民可聊生也、是之不務、而欲濟時、臣不知其可也、

攘夷論（文久三年癸亥應教）

夷狄之患在外、而不能征、猶可也、夷狄之患在內、而不能攘、可乎、方今四夷猖獗、患在內、而廟議不之攘、何哉、以天下之器械不足乎、曰不然、天下之海防不嚴乎、曰不然、天下之士氣不奮乎、曰不然、是無他廟議因循、惟有偷安之策耳、以故万不欲動干戈、攘夷之不行、蓋爲此也已、昔者北條時宗殲胡元十万之兵、瞭然靑史、嗟呼如時宗者可謂不辱神國之武

者矣、今幕府之威、猶遍天下、豈北條氏之所能及哉、而獨至接外夷、勢反出其下者何哉、盖夷狄之窺我非一日也、爾來覬覦不已、其蔽遂經十年之久、豈易改哉、立今日之大計者、須自幕府、斷然布告天下、制度所出、命令所發、明々白々、使一介之士亦必知廟議之所在、然後大計明而大事可成也、凡事不待上之令、而發之者、人或目爲狂暴、然其心則憤國体之日崩朝威之日蹙、事發于不得已、果然則是天下士氣之奮、固不下北條氏之時、亦可見也、今幕府一發大號令、天下何人敢不奮起、則攘夷之擧、於是初可謀也、今也人々患器械之不足、論海防之不嚴、臣以爲抑末也、惟天下之人心歸一、政令定一、而尽黜偸安之姦吏、又尽除無頼兇徒、而使海內無數英雄、皷各國億兆之士衆、則不戰而其勇亦自倍也、然後足器械之不足、嚴海防之不嚴、則攘夷之擧、於是初可成也、如其勝算、臣豈固不能逆覩、亦惟在幕府君相之明爾、

江戸

双城千尺接天連。覇氣泱々轟百蠻。海港多容英佛舶。雲邊遙列總房山。
地形扼塞八州首。廟政分明四海間。近日新聞開互市。也知有司亦多患。

雜感

二百余年德化隆。兆民各仰太平風。方今忽變廟堂政。醜虜來留都府中。

江都所見三十首之二

英虜恃其强。來窺男子國。知不日本刀。昔日殲元賊。
洋船銜尾泊。其大恰如山。彼賊今不攘。後必作吾患。

書事

昌平歲久各安々。戰乱徒於圖畫看。海宇驚騷非舊樣。終然何處起狂瀾。

寺村亨詩稿中有品川雜咏詩次其韻作二首之一

個々蠻船西又東。蒸烟齊張暮天風。芝洋品海皆要處。何料渠儂泊此中。

圍棋

會友謀何事。會友敲碁局。輪流互相招。同伴纔五六。人目爲樂事。此語吾

不服。是皆前聖敎。聊可用心力。一尺四方間。点々爛白黑。此觀何處似。倉卒難窮極。欲譬之大者。恰如圖万國。短長限四疆。斷續別南北。以白爲中州。以黑爲夷域。或如有侵者。又如有支屬。欲譬之小者。田禁或川澤。曾聞井田法。如倣其分劃。白石綿連者。如水流田側。此趣其如此。密處不可測。以是考軍機。可料其知識。方今時哉時。我輩非遊息。

望金剛山而作(老公賜題)

河泉之山秀雲間。蜒蜿遙接境南天。想起當年楠廷尉。寡兵獨據金剛山。元弘三年春二月。賊軍合圍城欲沒。公能萬死唱忠精。能支八十萬軍卒。十丈雲梯彼何物。隨絕隨防眞神智。投炬燒梯々中斷。烟焰茫々滿天地。兵略如此一當百。果知衆寡能相敵。當時洋礮未貢來。若使礮發恐難支。雖然公智何愁賊有礮。守法非一與時隨。使公再生在今日。防來豈成如昔時。悠々於今六百歲。往事邈矣向誰議。正襟吊古長相思。山色依舊千古翠。

當今外寇窺隙、海內騷擾、有昇平之名、而無昇平之實、英雄豪傑不可一朝安之時也、吾輩小人、何關國事、雖然胸中所感、亦不得不發之筆墨、僭妄之罪、見者恕焉、

其　一

壯哉瑞穗國。獨立大洋東。皇統連綿嗣。士心凜冽雄。五胡盡來貢。十歲許交通。堪仰先王德。實兼天地同。

其　二

群侯列七道。封建久成風。仕主分皆異。勤王義竟同。豈因一朝憤。敢失本然忠。班爵人々別。百行要折衷。

其　三

青史垂千載。瞭然稍見眞。邪正一時舊。得失百年新。可怪臣將子。却欺君與親。古今勢如此。往々彼何人。

其　四

○箕浦元章

昇平三百歲。誰知幾爭憂。四海治乎亂。万人剛或柔。攘夷常乏策。富國尘無謀。聞說詔書下。群侯會帝州。

其五

十年弊難改、互市到方今。誰敵君王愾、敢攘夷狄侵、漫評當世勢。聊對古人心。未聽廟謀改。書生感慨深。

其六

南海地雖僻、嬴秦昔用兵。大濤接蠻國、高嶽隔神京。外寇且須戒、內憂翻易生。我君實堪仰、弱冠已聰明。

其七

平地起風波、偏私到處多、設任一人意。恐失万民私。聞事常疑惑。處身可奈何。寄聲天下士、能遂晚成麽。

其八

丈夫持大節、何奈擅奔騰、慷慨非難發。中庸不可能。開蒙只前史。輒知是叵明。噫嘻時猶未。豈輕履薄氷。

其九

廿年仰日月。往事實堪驚。嗟我自方賤。仕君心乃誠。晉雖期一死。同可索餘生。天性終迂濶、開書對短檠。

其十

吾亦是人類。自於禽獸分。聊知節義重。固察王公尊。飽食傳家祿、安居四世恩。獨悲無報國。此意向誰論。

其十一

吾當祖考後。身計至今全。初業可勤已。素餐終赧然。未離塵俗絆。尚免利名牽。無患且無樂、此生一任天。

其十二

何幸士班列。宗支早別門。孤身猶祖胤。微祿亦君恩。未必望奇福、何曾獻詹言、終然甘陋巷。自覺古風存。

○箕浦元章

其十三

乱頭且粗服。固是我徒姿。一事無關世、万言好議時。久哉讀經傳。終未免狂癡、深恐神人指。處身何最宜。

其十四

陋巷寄身跡、鷦巢眞覺安。晩餐茶鼎溲、夜讀月窓寒。激論心常好。柔遊目厭看。守愚吾事足、人世復何歎。

其十五

東郊嘗築室、漁父總成隣。代婢時炊飯。雜丁交割薪、糟粕猶厚賜、魚蟹亦常珍。更喜無繁務。勝他奔走身。

其十六

屋纔蔽風日。他事吾何求。誰道金銀貴、雖供桂玉憂、壯心雪中柏。閑跡水邊鷗。立志無今若、齒齡未白頭。

其十七

閉門讀前史、燈火夜蕭々、治亂機難辨、古今敎已昭。短衣纔到骭。双劍尚横腰。爲士憂非少。羨他漁與樵。

其十八

病軀迂世上。平昔伴村翁。非有殃慶到。固無毀譽通。幾年催變亂。何處出英雄、難計從今勢、自愧心目蒙。

題洋人航海圖(老公賜題)

瀛海茫々天水交。中看一葉破鯨濤。三竿峭帆連天黑。百丈蒸烟蔽日高、蠻國詐謀夙難測。廟堂籌策必應勞。異時或有彈丸贈、聊報氷霜日本刀。

讀北條時宗傳(老公賜題)

國史閲到北條氏。相模太郞事可論。勤勞王事非一日。九世中可稱明君。蒙古猖獗王所愾。大刀一繫虜膽寒。猛威凛々逆史冊、無前之功厭武門。英靈在天照今古。讀之猶消黠賊魂、君不見星霜六百餘歲後、鎖港新開容群蕃。

○箕浦元章

放言

天下之謀久已窮。頃來之形可明通。同盟染着夷蠻態。互市難持神國風。
熟知晉流荊公毒。讜言難獻澹菴忠。請看洪福勤王憤。藏在丹心方寸中。

雜述

一時字機分是非。誰言開鎖両相宜。弘安快事高千古。得失寧由知者知。

七月廿一日侍東邸恭賦奉次(老公尊韻)

鉄艦來窺東海磯。英雄到處唱攘夷。如奈高宗信秦檜。終然不復察時機。

題練兵圖(東邸課題)

鼓聲爲節止又驅。不似甲越閱兵圖。自有器械極精妙。將來眞堪備不虞。
借問西蠻行軍法。曾勝二家舊法無。

秋日雜題

未愛一時桃李嬌。花飛葉落跡全消。松篁獨保當年色。縱受秋風不復凋。
秋草花開競艷姿。憐他狂蝶戀香脂。知不娛樂無多日。終有寒月墜粉時。

一夜大風吹老松。蟠根顛覆幾重々。弱楊不耻無奇節。于北于南輙適從。
大風籬破太紛如。東狗西猫擅覬覦。藥壇花圃総狼藉。債誰收得此荒蕪。
群龍吹雨暗江城。雲片南飛又北行。東手漁父無一事。釣竿閑却卜陰晴。
門前暴雨帶風飛。一任餘霏打竹扉。唯恐河流終決溢。堆波漂沒釣漁磯。
蜻蜓款々滿郊原。何識秋風在彼村。縱令一死委霜露。莫爲鳶鳥所噬吞。
春花落盡寂東溪。無限天地常不齊。今日秋風吹萬木。始知殺氣起從西。
颯々西風大樹愁。一朝摧折不堪秋。誰知能着新枝得。却競東風華得不。
憐殺寒蟲鳴草際。聲々無限自幽閑。林梢囀鵙休嬌語。恐有蒼鷹伏葉間。

秋日雜詠

霜帶落葉夜方幽。獨閱榮枯不耐愁。一穗風燈明滅底。又揮禿筆策防秋。

次國澤泉匀

英傑跡存青史中。感情誰亦與我同。茫々六十余州地。無復當年相模公。

秋冬之交有作

滔々人海毒龍吔。捲起雲烟升又降。免禍原因於世濶。養開誰又與吾双。
剛柔堪見風中艸。清濁同流両裡江。早晚合逢秋霽好。或乘輕駄或輕艘。
落木風鳴秋滿郊。幸然未墜一枝巢。十年形勢落塗炭。千古英雄老草茅。
只道天閑無駿馬。如知深澤有潛蛟。柴門冷處人來少。空把青山擬舊交。
狂夫已懶間輕肥。病体偏嗟氣力微。鈍斧難窺古樵徑。小竿入擲舊漁磯。
心閑覓畢無憂樂。身計元來有是非。欲以生涯比山衲。澹然高臥白雲扉。
輕霰蕭々落葉疎。秋窓燈冷好看書。事隨古道情無厭。論至今時感有餘。
黠吏奇榮廟前犠。兆民性命釜中魚。滔々天下知誰任。識否英雄臥草廬。
塞檄秋深雲氣昏。犬戎依舊又騰奔。古今多見揚々御。朝埜無聽鄂々言。
草際徒懃爲鼠竄。生涯爭得免痕呑。世間君子皆劉豫。未向渠儂費細論。
烏巾欲脱舊塵埃。未免青雲一縷來。身上微官秋寂莫。杖邊閑跡鳥徘徊。
縱從杜牧尋禪榻。難趂嚴陵上釣臺。設使心情若流水。投竿苦海亦佳哉。
依然優樂足幽栖。晨夕爲交是犬雞。終古誰無分内外。只今各不辨東西。

秋風颯々紅楓岸。暮雨蕭々黃菊畦。安得終遊此間了。午眠梵續武陵溪。
老樹秋寒日欲曛。每逢暮色思紛々。隨風多有辞枝葉。出海曾無行雨雲。
憂國元來因愛國。諫君元是爲匡君。何人能駁交和議。除却胡銓不復聞。
堪愧平生稱武夫。腰刀三尺欲誰屠。猶欽季札能懸樹。寧趂范蠡終泛湖。
庭樹秋深霜氣烈。池流夜靜月光孤。此間寂莫無人伴。燈下閑看八陣圖。
年華如水去東流。往事恍忽日月悠。窮達由來任天命。榮枯不必待人謀。
春溪昨日鶯花雨。寒岸今朝霜葉秋。空以新詩答時令。一層愁寄到心頭。
妖雲沸起泰西瀾。翳去扶桑大日寒。雖死寧能棄刀戟。畢生誓不解衣冠。
倒篁受雲逾加綠。落葉黏泥不損丹。却識人生造物長。何如先彼夙凋殘。

辭世

除却洋氣答國恩。決然豈可省人言。唯令大義傳千歲。一死元來不足論。

○竹浦元章

西村氏同

姓源通稱左平次

一高知縣士族高知藩馬廻格土佐國土佐郡江ノ口村住居家祿四十石

一弘化二年七月仝所ニ生ル死スル時年二十四

一祖父克平父淸左衛門母駒宮地氏

一左平次幼ニシテ儁英少キヨリ文武ニ志篤ク學問ヲ宮地萬平ニ槍術ヲ岩崎甚左衛門ニ劍法ヲ寺田忠次ニ要馬技ヲ勝賀瀨平助ニ從學シ各々淹通セサルナシ慶應元年四月父淸左衛門病死ニヨリ其六月官ニ請テ承祖トナル仝三年二月藩主隱居容堂公ノ側扈從ヲ命セラレ依之役料知六十石ヲ賜フ同五月容堂公ニ隨供シテ京師ニ上ル同六月歸國追テ免職セラル仝八月舊藩歩兵小隊司令命セラレ依之役料知六十石ヲ食ス同十一月右司令職ヲ以テ又公ニ從ヒ上京ス明治元年二月七日泉州堺表警衛ヲ命セラレ配下ヲ引卒シテ勤務中同十五日佛國人乱暴ニ付兵卒ニ令シテ倶ニ之ヲ砲擊セルヲ以テ死ヲ賜フ依テ同廿三日妙國寺ニ於テ割腹シ寶珠院ニ埋葬ス其ノ顚末ハ箕浦履歷中ニ記セルヲ以テ畧之氏同當日ニ詠セシ辞世ノ歌ニ曰

風に散る露となる身はいとはねと心にかゝる國の行末

年を經て首と尸は朽るとも名は万代の後に殘らん

氏同少キ時長岡郡下田村ニ居住ス下田ハ城下ヲ距ルヿ凡二里ノ所ナリ氏同其家ヨリ致道館ヘ通學スルニ祈寒毒暑一日モ懈怠ナク殊ニ毎日曉ヲ冒シテ家ヲ出ツルヲ以テ未ダ同學友ノ出頭時限ヨリ晩ルヽヿナカリシト其妙國寺ニ於テ割腹スルノ前夜ハ床ニ入ルヤ能ク快寢シテ拂曉ニ至ル迄不覺而シテ死ニ蒞ムヤ設ケノ席ニ着キ徐カニ其穿ッ所ノ戰服ノボタンヲ一々外ツシ了リテ後刀ヲ用キシ時ノ如キ皆其從容トシテ胸中幾多ノ餘地ヲ存セルヲ稱歎セリト云

西村氏同佛人砲擊後國許祖父へ贈る書翰

一筆啓上仕候先以未た殘寒强御座候得共御一同樣益御機嫌宜可被遊御座目出度御義に奉存候隨而私義無異消光仕居候間乍恐左樣御休意被遊度奉存候然は堺在勤中去る十五日佛蘭西人同所市中通行致候義堺町年寄之者より御國政府へ屆出候處軍監杉紀平太殿孝意は堺市中は元來御國取締の地故外國懸り政府より未た何等御沙汰も無之候に付其儘通行許し候而は取締之甲斐も無御座甚た不安義に付兵隊を率ひ堺町外大和橋と申處迄出張に相成候に付勿論私義配下を率ひ出張

仕箕浦猪之吉と仝樣相待ち居候處果して佛人數百人參り候而右夷人へ付添し両人へ軍監中不審に相成り候處不手首尾に候故無異義引返し追而手順相立候筈にて相濟み軍監を始め私共一統引取申候兵隊を引卒出張に相成り候は萬一彼の夷人通行致候程難計候に付左候時速に兵を以撃止候手當に而御座候右一事は無何引取相濟候處仝日七ッ過き頃市中之者より數々屆出候は仝所港近邊にて夷人上陸致亂暴致居候趣訴出夫より別紙達書に認御座候通り之事件に相至り大に愉快之事に御座候○然る處只上陸致亂暴の夷人打ち拂余之夷人は御目附中差圖に而打ち殘し直樣引取り候處軍監之考意にも是非曲直は不論兵端相開候上之彼等兵を起し參り候義顯然之事故兵備嚴重に致し何時戰爭に及ひ候樣手當無御座候而は不覺悟に付用意致候樣軍監中御演舌に而勿論覺悟致候得共彼より襲來候義も無御座參り居候中仝十六日に至り堺取締御免御蒙りに相成り大坂御屋敷へ兵隊一統屯集候樣御沙汰に相成り直樣同所引上け大坂へ參り御屋敷近邊御手仲仕等へ下宿御賦りに相成り居候處昨夕方に至り御屋敷内へ堺出張之人は悉く屯集被仰付則御殿に相詰居申候處今朝私猪之吉両人御詮議振りを以勤事差扣被仰付両隊小頭役も私共同樣銃卒共之一門御門留に相成り大に心配仕居申候○右異人打拂候て後御國ゟ外國懸り政府へ御屆之義彼是其邊之義は別紙に可申上候實に右申上候通り私之身前を始銃卒迄如此被仰付候義に付てハ不一通心痛仕候事にて御座候○堺之事件に付京都より御目付役 林 龜吉殿 小南五郎右衛門殿 御家老中山内隼人殿御下坂に相成り右事件御屆を始談判等之御用御取扱に相成り居申候申上度義山々御座候得共余り長文に相成り其上今日之御飛脚は京都ゟ參り居候御飛脚にて今夕方出足之趣に付取おくれ候ては間に合不申程も不計候に付大樣之處迄不取敢申上右斗り如此に御座候猶期後喜之時候　恐惶謹言

二月十八日

左　平　次　花押

御祖父上樣

御一　同樣

尚以殘寒御自愛被遊候樣專一に奉存候堺之事件により京都より御侍別撰隊下隊砲隊半座下坂に相成り居申候千頭吞八等參り居候て何角京都之噺も承り申候吞八噺には申上度義御座候得

○西村氏同

共本文之通り取急き候間不得巳得不申上候此度は近族共へも書状も得遣し不申候間宜敷御傳音被遊度奉願上候可祝々々

泉州 堺烈擧始末 終

明治廿六年十一月十四日印刷
仝　十一月廿一日出版

版權所有

著述者　高知縣高知市中島町七拾五番屋敷　佐々木甲象
發行者　高知縣高知市唐人町拾八番屋敷　箕浦清四郎
仝　高知縣高知市本町廿四番屋敷　山崎惣次
仝　高知縣高知市中島町四拾參番屋敷　土居盛義
印刷者　大阪市東區和泉町二丁目八番屋敷　前野活版所　前野茂久次